

岩手県知事 達増 拓也 殿

**2023年度
岩手県予算に関する申し入れ**

2022年12月26日

日本共産党岩手県委員会

委員長 菅原 則勝

県議会議員 斉藤 信

高田 一郎

千田美津子

2023年度岩手県予算に関する申し入れ

新型コロナ・オミクロン株による第8波の感染急拡大が起こる中、達増知事を先頭に県職員、医療関係者の皆さんが新型コロナ対策に献身的に取り組まれていることに心から敬意を表します。

新型コロナウイルスの感染者が今年に入ってから急拡大し、第6波、第7波、第8波と感染の波が大きくなり、高齢者施設でのクラスターが多発し、死者が急増していることは重大です。医療施設でのクラスターを含め病院職員が出勤できなくなり、一般医療の制限を行わざるを得ない状況も生じています。12月20日には過去最多となる2699人の新規感染者となり、10万人当たりの感染者数は979.1人(12月24日現在)となっています。これまでで最も重大な局面を迎えており、新規感染者の拡大を抑える対策が求められています。高齢者施設の感染対策、クラスター対策を抜本的に強化し、死者を最小限に食い止める対策を講じる必要があります。

原油高と物価高騰の中、県民の暮らしと営業が大きな打撃を受けています。岸田政権の総合経済対策は部分的、一時的な対策で極めて不十分なものです。いま最も必要なことは、賃上げを軸に実体経済を立て直し、内需を活発にすることです。カギとなる賃上げを進めるには、雇用全体の7割を占める中小企業への支援が決定的です。何よりも、アベノミクスで膨らんだ大企業の内部留保の活用が重要です。保育、介護、障害福祉など、国が水準を決めるケア労働者の賃金を全産業平均に引き上げることは政府の責任です。国・自治体で働く非正規労働者の時給は1500円以上にすべきです。

あらゆる分野で物価が高騰しており、最も効果的な対策は消費税減税です。既に100ヶ国・地域が消費税(付加価値税)を減税しています。政府も直ちに踏み切るべきです。

岸田政権は12月16日、「敵基地攻撃能力」保有などを盛り込んだ「安全保障3文書」を改定する閣議決定を行いました。これは、日本国憲法の恒久平和主義に基づく戦後の国の在り方を根底から覆し、「戦争国家づくり」に突き進む危険な動きです。戦後最悪の戦争への危険な逆流です。

第一に、「憲法の破壊」となります。「相手国に攻撃的な脅威を与えるような兵器を保有することは憲法上できない」との憲法解釈は、戦後自民党政府が一貫して主張してきたものです。「敵基地攻撃能力」の保有は、これまでの政府見解を覆す憲法違反であり、立憲主義の破壊です。

第二に、「平和の破壊」です。日本が軍事強化で構えば、相手側も軍事の強化をさらに加速する。「軍事対軍事の悪循環」「安全保障のジレンマ」となり、戦争の危険を高めるものです。安歩法制の下で集団的自衛権行使ができる下では、米国の戦争に加担することになりかねません。

第三に、国民の暮らしを破壊するものです。5年間で43兆円の軍事費は、国民が広く負担する」としています。増税と社会保障費の大幅な削減が加速することになります。

日本共産党は、憲法9条を生かして東アジアに平和を創出する「外交ビジョン」を提起しています。11月に開催されたアジア政党国際会議(30ヶ国1地域から69の政党が参加)で、アジアの

総意として採択された「イスタンブール宣言」は、「ブロック政治を回避する重要性」「競争よりも強力」を強調し、「国際法に基づく紛争の解決への唯一の道が『対話と交渉』だ」と確認されました。

日本は今、「戦争か平和か」の歴史的な岐路に立っています。岸田政権の暮らし・憲法・平和を壊す大軍拡・大增税に断固反対し、「戦争国家づくり」の大逆流を打ち破ってこそ、県民の暮らしと福祉、地方自治を守り、地域経済と気候危機を打開する道でもあります。

東日本大震災津波から11年9ヶ月が経過しました。被災者の心のケアの課題や困難を抱える被災者の生活再建への支援、災害公営住宅でのコミュニティの確立など引き続き対策の強化が求められています。「震災・大不漁・コロナ禍・物価高騰」と四重苦に直面している漁業、水産加工業の再建の課題も正念場を迎えています。

以上の立場から、新型コロナウイルス感染症の感染防止に全力で取り組み、県民の命と暮らしを守る取り組みを強化すること。物価高騰から暮らしと営業を守る取り組みをさらに強化すること。丸12年を迎える東日本大震災津波からの復興、とりわけ被災者の命と暮らしを守る生活再建と生業の再生に引き続き取り組むこと。知事選挙における4つの柱14項目の政策協定の実現(すでに実現したものあり)に誠実に取り組むこと。岸田政権の暮らし・憲法・平和を破壊する大軍拡・大增税の逆流を許さず、憲法と地方自治、「だれ一人取り残さない」・SDGsの立場にたって、以下の項目について十分勘案し、県民の幸福実現めざす「いわて県民計画」の具体化を図り、2023年度岩手県予算編成に取り組まれるよう申し入れます。

【第一部】新型コロナ感染の急拡大から県民の命と健康を守り、物価高騰から暮らしと営業、地域経済を立て直す緊急の対策を

新型コロナ・オミクロン株による感染拡大は、「第 8 波」を迎え、12 月 20 日には 2699 人の過去最多の新規感染者となり、10 万人当たりの新規感染者数は第 7 波を超え、12 月 24 日現在で 979.1 人となっています。高齢者施設でのクラスターが多発し、死者が急増するなど、これまでにない危機的状況となっています。医療機関もひっ迫しています。感染爆発というべき感染の急拡大の下での危機的状況について、県が危機感をもって丁寧に県民に訴えるとともに、具体的な感染防止対策を徹底することが求められています。

12 月のクラスターの発生は 23 日現在で 194 件、うち高齢者施設が 117 件、医療施設が 22 件となっています。死者数は 11 月 66 人と過去最多を記録しましたが、12 月は 23 日現在で 98 人と過去最多を記録しています。重大なことは、高齢者施設内療養中に死亡した例が 12 月 23 日までで 373 人中 85 人と 22.7%、4 人に 1 人に及んでいることです。病床使用率は最大確保病床数(435 床)比で 43.4%ですが、即応病床数(330 床)比では 57.2%となり、医療圏ごとでは 100%を超える圏域も発生するなど、手術や一般診療を制限せざるを得ない医療ひっ迫の状況となっています。

病床の確保では、県立病院が 64.4%、公立・公的病院を含めると 93.1%と大きな役割を發揮しています。10 月以来の第 8 波での入院患者の受け入れでは、県立病院が 71.5%、公立・公的病院含めると 94.7%を占めています。公的病院のネットワークを今後も生かすためには医師、看護師の増員が必要です。

一方でワクチン接種率は 3 回目接種で全国的には 3 番目となっていますが、4 回目接種は 55.1%、オミクロン株対応の接種率は 41.0%にとどまっています。特に感染が拡大している 10 歳未満から 40 代までの接種率が 20~30%台と低いのが課題です。高齢者施設等での定期的頻回の検査を継続し、無料の PCR 検査・抗原検査を継続実施すべきです。後遺症対策では、県の調査でも約 1 割の方が「倦怠感、気分の落ち込みが 6 ヶ月以上継続した」と回答しており、後遺症の専門相談窓口と専門外来の設置が求められています。

新型コロナの影響が長引く中で、飲食や宿泊業など事業者の経営は逼迫しています。国に支援の拡充を求めるとともに、県による支援の継続・強化を図ることが必要です。

急激な物価高騰が県民の暮らしと営業に大きな打撃を与えています。岸田政権の対策は、物価高騰がすべての分野で起きているのに、電気・ガス料金の抑制など、部分的・一時的対策に終始しています。「異次元の金融緩和」を進めたアベノミクスの下で、実質賃金は 10 年間で 24 万円も減少しました。一方で大企業は内部留保を 150 兆円も積み増しし 500 兆円を超える規模に増やしました。現状を打開するためには、賃上げを軸に実体経済を立て直すこと、とりわけ内需を活発にすることことに本腰を入れることが必要です。積み増した大企業の内部留保に課税し、10 兆円規模で中小企業を支援して、最低賃金を欧米並みの時給 1500 円に引き上げることは急務の課題です。世界 100 ヶ国で実施されている消費税(付加価値税)の減税に日本政府も取り組む

べきです。「長引く新型コロナ・物価高騰・過剰債務」の三重苦が中小企業・小規模事業者にのしかかっています。県が実施している事業所調査(10月)では、「新型コロナの影響が継続している」との回答が74.0%、21%以上の売り上げ減少が40%、支援策の要望では「原料・資材高騰への支援」が59.0%となっています。ゼロゼロ融資等の融資実績は12110件、1944億円余となっており、その6割で返済が開始され、残高は1512億円余となっています。県内中小企業の過剰債務の実態は、「コロナ前から過剰感がある」が17.8%、「コロナ後に過剰となった」が20.8%、合わせて38.6%(東京商工リサーチ盛岡支店調査)となっています。「中小企業を倒産させない」の立場で直接的な支援と融資対策等を強化することが必要です。

1、新型コロナ感染の急拡大から、県民の命とくらしを守る抜本的対策の強化を★

- ① 新規感染者数と死者数が過去最多を記録し、一般診療が制限せざるを得ない医療ひっ迫の深刻な状況について、県が危機感をもって県民に訴えるとともに、感染拡大を抑止する具体的な対策と行動をしっかりと提起すること。
- ② 高齢者施設のクラスター対策を抜本的に強化すること。施設内療養中に死亡することがないように入院措置の強化と医療支援を強化すること。
- ③ オミクロン株のワクチン接種を促進すること。特に10歳未満から40代のワクチン接種の促進へ具体的な対策を強化すること。ワクチン接種の効用と副反応への不安等について丁寧に周知すること。
- ④ 高齢者施設、学校、教育保育施設等の定期的頻回の検査を継続強化すること。無料のPCR検査・抗原検査は1ヶ月単位ではなく継続実施すること。いわて検査キット送付センターの取り組みを強化すること。
- ⑤ 発熱外来の医療機関を増やし、医師、看護師の増員・配置とセットで病床の確保を進めること。宿泊療養施設を積極的に活用するとともに自宅療養者への医療支援、食糧支援を強化すること。
- ⑥ 県の調査を踏まえ、後遺症の専用相談窓口と専門外来を設置すること。症状に応じた診療ができる医療機関を増やし県のホームページ等で周知すること。
- ⑦ 保健師の大幅増員で保健所の体制を強化し、クラスター対策と医療支援を強化すること。感染急拡大時の全庁的な応援体制を一層強化すること。
- ⑧ クラスター発生などによる医療機関、介護・福祉施設等の減収補填を国の責任で実施すること。県としても独自の支援策を講じること。
- ⑨ 感染症対策を考慮しない地域医療構想は見直し、公立・公的病院の統廃合・病床削減は中止すること。
- ⑩ 1月以降の全国旅行支援の取り組みは、感染状況を踏まえて慎重に検討するよう国に求めること。
- ⑪ 国として持続化給付金の再実施を求めるとともに、県としても地域企業経営支援金の再実施を行うこと。

- ⑫ 第8波の感染拡大の下で、雇用調整助成金の特例措置(23年1月末まで)とその後も制度の活用を進めること。休業支援金・給付金(23年3月末まで)の活用と継続を求めること。小学校休業等対応助成金(23年3月末まで)の活用と継続を求めること。
- ⑬ 22年9月末までとなっていた生活福祉資金(特例)の非課税世帯の免除措置を徹底するとともに、返済猶予などの柔軟な対応を行うこと。生活困窮者支援金、住居確保資金を延長して実施すること。
- ⑭ 地方自治体が自由に使える地方創生臨時交付金を大幅に増額して早急に交付するよう国に求めること。

2、物価高騰から県民の暮らしと営業、地域経済を立て直す★

- ① 大企業の内部留保に時限的に課税し、大企業も中小企業も賃上げを実現できる対策を講じるよう国に求めること。内部留保課税による10兆円規模の財源は中小企業の賃上げへの直接支援に活用し、最低賃金を欧米並みに1500円に早急に引き上げるよう国に求めること。県が管轄する分野で働く労働者の賃金を時給1500円以上に引き上げること。
- ② 消費税を緊急に5%に減税するよう国に求めること。
- ③ 年金の引き下げではなく、物価高騰に見合った年金額に引き上げること。物価が上がっても年金を上げないマクロ経済スライドの撤廃を求めること。10月から実施された後期高齢者の医療費2倍化の中止を求めること。過去にも実施された生活保護基準の年度途中の緊急引き上げを行うよう国に求めること。
- ④ 中小企業・小規模事業者をつぶさない立場で本格的な支援策を講じること。
 - ア、負担と混乱をもたらすインボイスの導入は中止すること。納税困難な事業者に対する消費税の減免の特例措置を実施すること。
 - イ、コロナ対応融資(ゼロゼロ融資)を「別枠債務」にして、事業継続に必要な新規融資が受けられるようにすること。
 - ウ、地域企業経営支援金を再実施すること。
- ⑤ 農業・漁業の危機的状況を打開し、食料生産を守る抜本的対策を講じること。
 - ア、農業、漁業への資材、資料・費用、燃油高騰に対する支援を抜本的に強化すること。肥料価格の高騰分は農家に直接補填すること。飼料価格安定制度を高騰前の価格との差額を全額補填する仕組みに改めること。燃油高騰に対しては農家・漁家に直接補填すること。
 - イ、酪農・畜産危機への緊急対策として、加工原料の牛乳に対する補助金を増額すること。乳製品の過剰在庫対策として乳製品の義務的全量輸入を停止すること。乳製品の政府備蓄など国が生乳の需給調整に責任を持つ仕組みを導入すること。農業金融の据え置き期間を延長すること。肉用子牛への再生産可能な十分な支援措置講じること。
 - ウ、水田活用交付金の削減は中止し、拡充すること。
- ⑥ 暮らしも平和も破壊する軍事費2倍化の大軍拡・大增税の閣議決定は撤回すること。

【第二部】 東日本大震災津波からの復興について—被災者の心のケア・生活再建と生業の再生を

大震災津波から11年9ヶ月が経過しました。11月30日現在、直接死4,674人、震災関連死470人、行方不明者1,111人、合計6,255人、建物被害は全壊19,508(うち解体1110)、大規模半壊2,526、半壊4,045、一部損壊19,064で合計45,143棟となる戦後最大の災害となっています。震災関連の自殺が55人(+1)、孤独死も仮設住宅で46人でしたが、災害公営住宅で100人(+19、10月末現在)、合計146人(+19)に及んでいます。災害公営住宅での孤独死が継続して発生していることは重大です。

被災者の状況は、11月末現在、災害公営住宅5,278戸(-15)、9,153人(-90)、県内在宅被災者341戸(-378)、646人(-769)、県外避難242世帯432人(-25)となっています。

災害公営住宅の整備(5,833戸)、土地区画整理事業(19地区4,911区画)、防災集団移転事業(88地区2,090区画)、津波復興拠点整備事業は10地区すべてが完成しています。

大震災津波から11年9ヶ月が経過し、災害公営住宅の入居者の高齢化と生活苦が進行し、孤立化・孤独化が進行しています。孤独死は昨年18人、今年は10月末で19人となっていることは重大です。災害公営住宅のコミュニティ形成の拠点となるべき集会所は、新型コロナの影響もありましたが、県営災害公営住宅31団地のうち月に0~2回の利用にとどまっているのが20団地(64.5%)となっています。一人暮らし高齢者の見守りとコミュニティの確立が急務の課題です。生活支援相談員が配置されている団地では15~20回活用されており、すべての集会所に配置すべきです。

今年度から、県営災害公営住宅入居者の収入基準が15万8千円から25万9千円に引き上げられ、収入超過者の約7割が所得による家賃に軽減されたことは重要な改善です。3割の収入超過者も所得に応じた家賃で継続して入居できるように「特定公共賃貸住宅」の制度を導入すべきです。また、入居後6年目から国の特別家賃低減が逡減されることから、県や市町村独自の家賃軽減に移行を図ることも重要な課題となっています。

心のケアセンターの相談支援件数は、今年は10月末で4,634件とコロナ禍前の水準に増加しています。子どもの心のケアの受診件数は、昨年度の沿岸地域における延べ受診件数は1,922件、今年は11月末までで1,154件と高い水準で経過しています。心のケアの取り組みは中長期的に継続して取り組むべき課題です。

岩手県が、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を、2021年3月末までは現行通り10年間にわたり継続し、昨年4月から12月末までは、非課税世帯に限定して継続実施したことは被災者の命と健康を守るうえで極めて重要な成果です。全国に誇れる取り組みです。12月末で終了となりましたが、県保険医協会の被災者アンケート(22年4月~6月、回答1,212通)では、「これまで通り通院できている」との回答は、国保で37.7%(非課税世帯では33.7%)、後期高齢者医療で51.2%(49.0%)にとどまってい

ます。安心して医療機関にかかれるように具体的な支援と対策が必要です。また、今後の災害対策の全国的な教訓として生かすことが必要です。

生業の再生の課題では、昨年度の主要魚種の水揚げ量は、サケ（震災前比2%）・サンマ（6%）・スルメイカ（6%）など大不漁に直面しています。「震災、大不漁、コロナ、物価高騰」の四重苦となっている漁業と水産加工業の再建と営業の継続を支援することは特に重要な課題です。昨年産地魚市場の水揚げ量は、86047トンで、震災前の49%、水揚げ金額は116億円余で50%となっており、今年度はほぼ同水準となっています。養殖生産量も震災前比でワカメ54%、アワビ24%、ウニ83%となっています。魚資源の確保と対策、原材料の確保への支援と新商品の開発、販路の確保・拡大など従来の延長線上ではない支援の強化が求められています。

沿岸被災市町村の商工団体委員の被害状況調査（22年11月1日現在）では、震災前の7701会員のうち4341事業所（56.4%）が被災し、営業継続再開が2937事業所（67.7%、前年比-19）、廃業1274事業所（29.3%、+23）、休業27事業所（0.6%、+1）となっています。グループ補助は、12月末現在、214グループ、1573者、919億円余の交付決定となっており、売り上げが震災直前の水準まで回復している事業者は36.1%、これまでに倒産20者、廃止27者となっています。

一、東日本大震災津波からの復興を国政の優先課題に—国政上の10の課題

- 1、国の被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円に引き上げること。
- 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国の制度として制度化し、社会保険被保険者も対象とし、今後の災害対策に活かすこと。
- 3、被災者の心のケア・子どもの心のケアの取り組みを中長期的な事業として継続実施すること。生活支援相談員の配置を減少することなく継続・拡充し、「孤独死」を出さない対策、見守りとコミュニティ確立の取組を抜本的に強化すること。
- 4、災害援護資金の申請期日は2022年3月31日まで延長されました。9月末現在、滞納件数が253件、26.8%となっており、実態に応じて返済猶予、免除の対応が行われるようにすること。生活福祉資金（生活復興支援資金）の継続拡充を図ること。
- 5、グループ補助の継続・拡充をはかり、事業者の再建が進むまで継続すること。二重ローン対策を継続すること。
- 6、移転元地の利活用を進めるために、集約や整地に要する費用など国の支援を継続すること。移転元地への企業誘致や新規創業等への支援の継続・拡充を行うこと。
- 7、高台移転など、被災地は新たな町づくりを進めており、災害公営住宅や防災集団移転地と中心市街地、病院、役場等を結ぶ新たな被災地交通確保事業を実施すること。

- 8、三陸の漁業に重大な影響を与える東京電力福島第一原発の汚染水の海洋投棄は行わないこと。東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で汚染されたほだ場・ほだ木の処理、側溝汚泥の除去、山林の除染など徹底した除染と早期の全面賠償を行うよう求めること。
- 9、2021年度以降の必要な復興事業費の確保へ、機械的な期限を設けることなく、国が責任を持って復興財源を確保すること。地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。復興特別所得税の一部を軍事費拡大に流用することは行わないこと。
- 10、東日本大震災津波、台風19号災害、2016年台風10号災害の経験を踏まえ、災害の復旧復興にあたっては、再び被害を受けないように現状復旧にとどまらず改良復旧を行うこと。

二、被災者の命とくらしを守る対策の継続を

1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること

- 1) 被災者の医療費等の免除措置が昨年12月末で終了したことを踏まえて、被災者が経済的な理由で必要な医療が受けられなくなるようなことがないよう、被災者の実態調査を含め具体的な支援と対策を講じること。★
- 2) 被災者の心のケア・子どもの心のケアの対策を継続・強化すること。
- 3) 必要な生活支援相談員の確保と増員をはかり、支援と見守りが必要な高齢者等への訪問・相談・対応を強化すること。50戸以上の災害公営住宅の集会所に生活支援相談員を配置しコミュニティ確立の支援を強化すること。震災関連の自殺、孤独死の防止のために、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。★
- 4) 困難を抱える被災者の生活再建を伴走型で支援する「いわて被災者支援センター」の体制を強化すること。★
- 5) 震災関連死の検証を行い、震災関連死を出さない今後の対策に生かすこと。
- 6) 災害援護資金の申請期限の延長を求め、保証人を義務付けることなく、使いやすく改善し活用を進めること。償還期限の延長とともに、生活福祉資金(特例)のように非課税世帯などの生活困窮者については償還を免除するよう国に求めること。
- 7) 防災集団移転団地や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通を確保する新たな被災地交通確保事業の創設を求めること。ワンコインバスやデマンドタクシー、有償ボランティアへの支援など、きめ細かい対策を講じること。

2、災害公営住宅家賃のさらなる軽減策を、住宅再建への支援の継続を

- 1) 収入基準の引き上げによる収入超過者に対する家賃軽減策の周知徹底を図ること。収入超過者も入居が継続できるように「みなし特定公共賃貸住宅」の導入を図ること。災害公

営住宅家賃の低所得者に対する国の軽減策が6年目から逡減することに伴い、県・市町村の独自の軽減策の周知と活用を徹底すること。

- 2) 県独自の被災者住宅再建支援事業(現行100万円、市町村と共同、11月末現在10341件、前年比119件増)の実施期間が、2022年度までとなっています。生活再建住宅支援事業費補助と合わせて、被災者の住宅再建の希望があれば今後も柔軟に対応できるようにすること。
- 3) 災害公営住宅の自治会の確立と活動を支援し、コミュニティ確立のために入居者名簿を提供すること。規模の大きい50戸以上の災害公営住宅の集会室・事務室に、見守りとコミュニティ確立支援のために生活支援相談員を配置すること。(再掲)

三、生業の再生と働く場の確保

1、再建の意思のあるすべての事業者の再建を支援し、雇用の確保を

- 1) グループ補助事業については、申請を希望するすべての事業者が対象となるよう継続・拡充すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。
- 2) 二重債務解消の取り組み(21年9月末現在、岩手県産業復興相談センターの債権買取110件、と東日本大震災事業者再生支援機構167件)の継続を求めるとともに5年後の債権買い戻しについては経営状況を見て柔軟に対応すること。高度化スキーム貸し付けの返済についても経営状況を見て柔軟に対応すること。
- 3) 沿岸被災地における若者・女性等の起業・創業を支援する取り組みを復活すること。これまでの起業・創業の取り組み(約164事業者)のフォローアップを行い、経営支援を強化すること。
- 4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金制度(申請は23年度末まで)の継続を国に求めるとともに使い勝手が良い制度に改善を求めるとともに。
- 5) 県の中小企業被災資産復旧費補助については継続実施し、テナントで被災した事業者の再建への支援策を講じること。

2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を

- 1) サケ・サンマ・スルメイカの資源の減少の科学的調査を進め、稚魚の育成や放流事業の改善等を含め、資源の確保に取り組むこと。
- 2) サケ・サンマ・スルメイカの大不漁と原材料費の高騰に対する緊急対策を講じ、原材料確保、魚種転換や新商品の開発、販路の確保・拡大への支援を行うこと。
- 3) サケ・マス類の海面養殖試験と本格操業、ホシガレイの陸上養殖試験への支援を強化し、新しいつくり育てる漁業の推進を図ること。稚魚飼育に係るサケ・マスふ化場の有効活用を支援すること。
- 4) アワビ・ウニの不漁対策とホタテ等の貝毒の科学的調査と対策を強化すること。

- 5) ワカメ・コンブ・ホタテガイ・カキ等の養殖漁業の安定的生産をめざす取り組みを強化すること。養殖生産回復のため、漁業者の養成・確保と漁場利用の見直しと活用を進めること。
- 6) 大不漁に直面している小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。
- 7) 国の漁業法改悪に対し、漁場に混乱をもたらす企業の進出は認めないこと。漁民の多様な声を反映する海区漁業調整委員会となるよう活性化を図ること。
- 8) 水産アカデミーの取り組みをはじめ、漁業担い手対策を抜本的に強化すること。
- 9) 固定資産税の減免の継続など漁協・漁民に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。
- 10) 被災農地の復旧を踏まえて、地域の特性を生かした多面的な農業の振興を図ること。

四、被災地の県立病院の拡充を図り、地域の医療と介護の体制を確保すること

- 1) 県立大槌病院、山田病院、高田病院の医師・看護師確保に全力で取り組み、地域医療の充実と連携に取り組むこと。県立釜石病院の医師確保と改築に取り組むこと。★
- 2) 被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備をはかるとともに、介護職員など人材の確保に努めること。
- 3) 被災した障がい者と就労支援事業所等の職員確保と、事業活動等への支援を強化すること。

五、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ支援の強化を

- 1) 中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりは、これからが正念場を迎えます。前例のない取り組みとなることから、国・県・市町村が総力を挙げて取り組むとともに、事業者・住民を主体に、専門家の支援も強化すること。
- 2) 整備された都市再生区画整理事業などのまちづくりに当たっては、区画整理された土地の有効活用に向けて、空き地バンクなどの取り組みを支援し、新たな中心市街地の形成とコミュニティの確立に取り組むこと。住民が主体のまちづくりを進めること。
- 3) 防災集団移転事業による瑕疵担保責任はほぼ2年となっているが、民法上の10年に見直すこと。区画整理事業は前例のないかさ上げ・盛土を行っており、防集事業と同様に、土地の陥没や崩壊等への補償など対応を行うようにすること。
- 4) 防災集団移転促進事業の移転元地の利活用に取り組むとともに、国に対し必要な事業費の確保を求めること。
- 5) 復興事業により整備した水門・陸閘等の維持管理費の確保を国に求めること。

六、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること

- 1) 防災集団移転促進事業などによって高台に住宅団地や災害公営住宅が整備されていることから、団地と中心市街地、役場、病院、学校等を結ぶ新たな公共交通網の整備に取り組むこと。国に対し新たな被災地公共交通確保を支援する事業を強く国に求めること。デマンドタクシーや有償ボランティアによる交通確保など多様な交通手段に対する支援を行うこと。
- 2) 大震災津波・台風 19 号災害から復旧した三陸鉄道の利活用に官民挙げて取り組むこと。
- 3) JR 大船渡線については、地元の要望を踏まえた BRT の運行の改善を図ること。全線開通 80 年余の歴史を踏まえ、鉄道での復旧について再検討を求めること。気仙沼駅～陸前矢作駅間の鉄道での運行再開を求めるとともに、新幹線への合理的な接続など住民の要望に応えた BRT の運行を確保すること。
- 4) JR 山田線の利用しやすいダイヤの改正を JR 東日本に強く求めるとともに、宮古市・盛岡市と協力して利用促進を図ること。

七、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を

- 1) 被災地の高校、小・中学校への通学の足の確保とスクールバスの確保に取り組むこと。
- 2) 被災地での放課後の居場所と学習支援を継続すること。
- 3) 被災地への教員の加配措置(今年度、小中で 60 人、県立学校で 37 人)を継続し、スクールカウンセラー(23 人、うち今年度巡回型カウンセラー7 人)、スクールソーシャルワーカー9 人の配置を強化し、児童生徒の心のケアの取り組みを強化すること。教員等の宿舎の確保に努めること。
- 4) 被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」(今年度 250 人)の拡充をはかること。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、今年度47人)、大学等進学支援一時金給付(94 人)の活用を図ること。被災児童就学援助制度の継続を求めること。
- 5) 震災孤児(発災当時 94 人)・遺児(490 人)に対する支援を強化すること。児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、養育里親への支援も強化すること。

八、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を

- 1) 陸前高田市に整備された高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を、津波の教訓と復興の姿を国内外に発信・伝承する施設として積極的な活用を図ること。県内の震災遺構の保存と活用に取り組み、ネットワーク化を図ること。
- 2) 津波伝承館、震災遺構等を生かした修学旅行・教育旅行、研修旅行、復興応援バスツアー・三鉄ツアーの取り組みを強化し、交流人口の拡大に努めること。
- 3) 「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」の取り組みの具体化を図り、来年度も継続的な取り組みを進めること。三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取り組みを強化すること。
- 4) 改修整備された陸前高田オートキャンプ場モビリアを防災教育と漁業体験など周遊観光の拠点として活用を図ること。

九、応援職員の確保と 2023 年度以降も必要な復興事業の継続と、復興財源の確保を求めること

- 1) 今年度も県内外から 34 人の応援職員(10 月 1 日現在)が被災 4 市町に派遣されています。県には 13 人が派遣されました。来年度の応援職員の必要数は陸前高田市、釜石市、大槌町で合計 30 人余となっています。必要数を確保するよう取り組むこと。
- 2) 2023 年度以降も被災者の心のケアや「孤独死」を出さない要支援者の見守りとコミュニティ確立、生業の再生と新たなまちづくりの取り組みを進めること。5 年間の機械的な期限に限ることなく、必要な復興事業の継続と復興財源の確保を求めること。
- 3) 復興交付金事業の効果促進事業に代わる自由度の高い財政措置の継続と確保を求めること。

十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、汚染水の海洋投棄に反対し、原発の再稼働・原発の運転期間見直し・次世代型原発の建て替えは許さないこと

- 1) 三陸沿岸漁業に重大な影響を与える東京電力福島第一原発の汚染水の海洋投棄に強く反対し、海洋投棄によらない技術開発と処理を求めること。★
- 2) 岸田政権が 12 月に、原発の再稼働の推進、原発の運転期間の見直し(60 年超に)、廃炉が決まった原発を対象に次世代型原発に建て替えを進めることを決定。東京電力福島第一原発事故の教訓を投げ捨てる原発への回帰を許さないこと。★

- 3) 汚染された稲わらや堆肥、牧草、ほだ木の汚染発生量は、59194tで、処理量は 47759t、80.7%、保管量は 11434t(9 月末現在)となっています。道路側溝汚泥の一時保管は一関市で 16 箇所となっています。汚染状況重点調査地域における除去土壌の現場保管量は 3 市町で 26459 m³となっており、国の責任で早急に処理・対応するよう強く国に求めること。
- 4) 原木シイタケの価格低迷とシイタケ原木の高騰の中で、国の責任で原木シイタケ等の産地再生に向けた総合的な対策を実施するよう国に求めること。原木の購入経費を支援する「特用林産施設体制整備復興事業」を来年度以降も継続するよう強く求めること。
- 5) 被害の実態に即した全面的な賠償を早期に実施すること。県・市町村の放射線影響対策に要した経費 151 億 8454 万円の請求に対し、支払い合意は 129 億 5472 万円、85.3% (22 年 10 月 27 日現在)となっており、全面的賠償を強く求めること。
- 6) 農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。
- 7) 「即時原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。
- 8) 岩手にも影響を及ぼし、宮城県民の 7 割が反対している女川原発の再稼働に反対すること。

十一、2016 年台風 10 号災害、2019 年台風 19 号災害からの復旧・復興の課題について

1) 2019 年台風 19 号災害からの復旧復興について

- ① みなし仮設に入居していた 12 世帯が昨年 12 月末で退去しましたが、住宅再建に至ってない被災者がおり、被災者の住宅再建と住宅確保に全力を挙げること。
- ② 内水氾濫や溢水によって浸水被害が発生した河川については、再び水害が起こらないような河川改修を早急に実施すること。土砂の堆積や流木の撤去などの対策を講じること。公共土木施設の復旧に取り組むこと。小屋畑川の河川改修(2026 年予定)の早期完了をめざすこと。
- ③ 繰り返し被害が発生している漁港施設(日の出漁港等)等は改良復旧を行うこと。人家に影響を与える土砂災害については早急に復旧するとともに、農林漁業の施設等の復旧を急ぐこと。

2) 2016 年台風 10 号災害からの復興について

- ① 被災した生活橋(73 箇所のうち 51 箇所で応急復旧実施、39 箇所が本復旧に見込み)の復旧整備を、寄付だけに頼らず早期に進めるよう国・県の支援を行うこと
- ② 河川改修事業の完了が 2024 年度となっている小本川(上流・下流)工事、22 年度となっている安家川の着実な工事の推進に取り組むこと。

十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」の浸水・被害想定を踏まえ、東日本大震災津波の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を★

県は3月と9月に、「日本海溝・千島海溝沿いにおける最大クラスの地震・津波について」の浸水被害想定を公表しました。マグニチュード(M)9クラスの地震が発生した場合、防潮堤などが破堤する最悪のケースでは、死者数は日本海溝で7100人、千島海溝で1800人、東北地方太平洋沖で4200人とする被害想定が示されました。即時非難した場合は大幅に犠牲者を減少できることも示しました。12月16日からは、「後発地震注意情報」の運用も始まりました。

新たな浸水被害想定を踏まえて、東日本大震災津波の教訓を生かして、巨大地震津波から県民の命を守る対策を具体化し、新たな避難場所の設置と実践的な避難訓練などに取り組む必要があります。安心できる避難場所の設置や市町村の役場庁舎等の移転・改修も求められます。東日本大震災津波並みの国の財政支援が必要です。

何よりも東日本大震災津波の教訓を風化させることなく、災害から県民の命を守る文化を醸成することが必要です。県と市町村が連携を強化して、地区防災計画の作成や避難行動要支援者の個別支援計画の作成、自主防災組織の研修と活動の活性化など県民的規模での取り組みが必要です。

全国でも県内でも毎年のように大規模な災害が発生しています。自然災害から国民・県民の命と暮らしを守ることは国政・県政の最重要課題です。世界でも有数の災害大国日本ですが、災害対策は決して進んでいるとは言えません。さらに深刻なことは、災害で助かった被災者が劣悪な避難生活の中で、震災関連死で多数が犠牲となっていることです。戦後最大の被害となった東日本大震災津波からの復興に取り組んできた岩手県こそ、台風19号災害、2016年台風10号災害の経験・教訓も生かし、防災・減災対策の先進的な取り組みを進め、震災の教訓とともに災害対策でも全国の教訓となる取り組みを進めるべきです。

1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波への対応に緊張感をもって早急に取り組むこと



- ① 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波」の浸水被害想定を踏まえ、住民の命を守る防災・減災の計画を県と市町村が連携して策定すること。地域ごとに住民説明会を丁寧開催すること。
- ② 新たな津波浸水想定に基づく避難施設等と避難路の整備への国の財政支援を強く求めること。
- ③ 浸水が想定されている役場庁舎等の移転・改修の検討を進めるとともに、国に対し東日本大震災津波並みの財政支援を強く求めること。

2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。

- ① 津波対策では、地震発生後すぐに避難ができるように、安全な高台の避難場所の設置・整備と実践的な避難訓練を行うこと。避難誘導は地震発生後 15 分までとするなど安全確保策を徹底すること。
- ② 大雨豪雨時の避難対策は、明るいうちの早期の避難を進めるために、気象庁等の台風・大雨情報を踏まえ、県の「風水害対策チーム」の役割を強化し、早めの避難指示の徹底を重視すること。新たな避難情報の内容を周知徹底すること。
- ③ 想定最大規模の洪水ハザードマップの作成を急ぎ、地区ごとに周知徹底を図ること。土砂災害警戒区域等の指定を促進し、地域住民への周知徹底と避難計画等の取り組みを進めること。
- ④ 高齢者や障がい者など要支援者名簿に基づく個別支援計画の作成(5月1日現在、20.9%)の遅れを検証し、具体的な支援を強化し取り組むこと。自主防災組織等による実践的な避難訓練を実施すること。
- ⑤ 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある高齢者施設や障がい者施設の非常災害対策計画の策定を徹底するとともに、実践的訓練を定期的実施するようにすること。

3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を

- ① 新型コロナ禍の下で、発展途上国以下といわれる体育館等の雑魚寝の避難場所を、国際赤十字が提唱するスフィア基準(一人当たりの居住空間 3.5 m²、最低トイレ数・初期は 50 人に 1 基、その後は 20 人に 1 基、女性対男性は 3:1)をもとに、早急に改善を図ること。ホテル・旅館等の宿泊施設の活用を積極的に図ること。
- ② 高齢者や障がい者など要支援者、乳幼児を抱える家族等については安心して避難できる場所の確保を行うこと。ホテル・旅館の活用、福祉避難所の指定と活用を図る具体的取り組みを進めること。ペット同伴の避難場所を確保すること。
- ③ 避難所でのプライバシーの確保のため、段ボールベッドは必要数を 48 時間以内に確保すること。夏場は冷房付きのテントの設置を行うこと。仮設トイレは洋式仮設トイレを確保すること。
- ④ 暖かいバランスの取れた食事を提供すること。
- ⑤ 在宅避難者の実態を把握し、避難所と同様の支援を行うこと。
- ⑥ 東日本大震災津波等の震災関連死の検証を行い、震災関連死を出さない具体的な対策を講じること。

4) 災害ケースマネジメントに基づき、継続的な支援を行うこと。

- ① 東日本大震災津波からの取り組みの教訓を生かし、災害ケースマネジメントを導入し、被災者一人一人の状況と復旧・復興の段階に応じた必要な支援が継続的に行われるようにすること。
- ② 一人暮らし高齢者等要支援者の見守りを強化し、被災者が助け合い共同して自発的な活動ができるコミュニティの形成・確立に取り組むこと。

【第三部】 県民の命とくらしを守る新たな県政めざして

一、子どもの医療費助成・高校生までの現物給付化、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で医療・福祉・介護の改善・充実を

新型コロナ禍の下で、医療、介護、保育など県民の命とくらしを守る取り組みを強化・拡充することは緊急の課題となっています。

子どもの医療費助成を拡充することは切実な課題です。盛岡市、滝沢市、久慈市を含め 33 すべての市町村が来年度から子どもの医療費助成を高校生（18 歳）まで拡充することになりました。県は来年 8 月から高校生までの医療費助成の現物給付化の実施をめざすとしたことは評価できます。所得制限と一部負担の解消も改善すべき課題です。

2018 年度から国民健康保険の都道府県化が実施されました。国保の最大の問題は、中小企業の労働者が加入する協会けんぽと比べて約 2 倍も高い国保税が課せられていることです（年収 400 万円、4 人家族、片働き、夫婦とも 39 歳以下の場合、盛岡市の国保税は 40 万円、協会けんぽの保険料は 20.2 万円）。高すぎる国保税の格差是正は国の責任であり最優先の課題です。県と市町村の課題でもありません。全国知事会が求めている 1 兆円規模の公費負担の投入で協会けんぽ並みに国保税の引き下げをはかり国保の構造的問題を打開すべきです。また、国も一部実施した子どもの均等割りの免除を 18 歳以下のすべての子どもを対象に実施すべきです。

高すぎる国保税の引き上げを抑えるために、市町村が一般会計から繰り入れすることは住民の暮らしを守るうえで当然のことです。昨年度、9 市町村が一般会計から繰り入れし高すぎる国保税の値上げを抑えていることは重要です。さらに滞納者から正規の保険証の取り上げ、差し押さえなどの滞納処分を行うことは、「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の本旨にもとるものです。

介護保険が実施されて 22 年になりますが、これまで 6 回の介護報酬改定ではマイナス改定が 4 回にも及び、介護利用者のサービスが削減される一方で保険料が約 2 倍に引き上げられ、介護職員の待遇悪化で職員の確保ができない介護崩壊の危機に直面しています。国の負担による介護報酬の大幅な引き上げが必要です。介護労働者の抜本的な待遇改善は急務の課題です。また、昨年 8 月から、低所得者に対する補足給付の見直しによって入所者に大幅な負担増が強いられています。「いわての介護を良くする会」の調査では、入所者の約 2 割で月 2 万円～11 万円、平均 4 万円の負担増となっています。県の調査では、食費負担増が 35%、預貯金要件の見直しによる被害等が被該当者の 23%となり、介護給付費は月額で 7000 万円から 8000 万円の減少になっています。

岸田政権は 2024 年からの介護保険の大改悪を進めようとしています。保険料の引き上げ、利用料の 2 割負担、要介護 1・2 の保険給付外し、ケアプランの有料化など、まさに「保険あって介護なし」の大改悪です。介護保険の大改悪を許さず、介護サービスの拡充と負担軽減こそ図るべきです。

厚労省による 430 病院を名指しした公立・公的病院の再編統廃合の提案は、感染症対策を全く考慮せず、機械的な試算によるもので、地域医療の実態を無視するもので撤回すべきです。岩手県にとって必要なことは、絶対的に不足している医師・看護師の増員で地域医療の充実を図ることです。

1、子どもの医療費助成は、高校卒業までの現物給付化を早期に実施すること。

- 1) 子どもの医療費助成は、33 すべての市町村が高校卒業までの医療費助成を来年度から実施するとしており、高校卒業までの現物給付化を早期に実施するよう取り組むこと。★
- 2) 県単独医療費助成については小学校通院まで拡充すること。一部負担(通院、医療機関ごと月 1500 円、入院月 5000 円)を見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。
- 3) 国に現物給付化に対するペナルティーの廃止を強く求めること。

2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減すること。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。

- 1) 国保税加入者は低所得者・無業者・高齢者が多く、協会けんぽと比べても 2 倍も高い国保税が課せられています。国庫負担の大幅な増額(全国知事会は 1 兆円の公費投入を要望)で国保の構造的問題の打開を図り、協会けんぽ並みの水準まで国保税の引き下げを実現すること。★
- 2) 全国知事会が要望し、宮古市・陸前高田市が実施している「子どもの均等割りの免除」を国の責任で実施するよう求めるとともに、県内市町村でも「子どもの均等割りの免除・軽減」に取り組むこと。「均等割り」「平等割り」など人頭税型の「応益割」の撤廃を求め不合理な仕組みを是正すること。
★
- 3) 新型コロナ感染者に対する傷病手当については、個人事業主も対象にするよう取り組むこと。
- 4) 高すぎる国保税の引き下げのために、県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようにすること。国保法 44 条に基づく生活困窮者の窓口負担(一部負担金)の減免を積極的に進めること。
- 5) 「決算補てんを目的とした法定外繰り入れは解消に努める必要がある」「県内統一保険料をめざす」としている第 2 期岩手県国保運営方針は見直し、高すぎる国保税の引き上げを抑えることを基本に、市町村独自の一般会計からの繰り入れを認めること。市町村独自の減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取り組みを進めること。
- 6) 盛岡市の取り組みを踏まえ、滞納者に対する資格証明書の発行、短期保険証の発行はやめ、未交付は直ちに是正すること。滞納者への資産等の差し押さえを見直すこと。
- 7) 滋賀県野洲市、盛岡市の取り組みに学び、「滞納は生活困難のシグナル」の立場で、滞納者への生活支援を抜本的に強化し、部局横断的支援体制を確立すること。
- 8) 後期高齢者医療保険の医療費窓口 2 割負担の中止を求めること。低所得者に対する軽減措置の継続と差別医療の撤廃を求めること。滞納者に対する短期保険証の発行、資産の差し押さえはやめること。
- 9) 在宅酸素療法患者の負担軽減をはかるため、障害者医療費助成制度の対象を 3 級まで拡大すること。

3、公立・公的病院の機械的な再編統合は中止し、医師・看護師等の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を

- 1) 厚労省が唐突に公表した全国 430 の公立・公的病院の再編統合リストは、医療費削減と病床削減をめざすことを目的に、機械的な基準で地域医療と地域病院の役割を無視したものです。何よりも新型コロナ対応等の感染症対策が欠落したものであり撤回を求めること。絶対的な医師不足の中で、医師の大幅な増員と確保を図り、新型コロナ対応でも重要な役割を果たしている公立・公的病院の充実を図ること。★
- 2) 「医療費適正化計画」「地域医療構想」「国保運営方針」による病床削減、給付費削減に反対し、だれもが安心して医療が受けられる地域医療を確立すること。
- 3) 医師不足解消へ、国の責任で医学部定員を 1.5 倍加し、OECD 並(14 万人増)に医師を増員すること。引き続き「地域枠」の確保や医師奨学生の拡充と地域病院への配置を進めること。
- 4) 産科・小児科・救急医療などの医師確保の取り組みを特別に重視して具体的な対策を講じること。
- 5) 県内どこにいても安心してお産ができるように周産期医療体制の確立に取り組むこと。院内助産、産前産後ケアの取り組みを強化し、開業助産院への支援を行うこと。
- 6) 不妊治療の経済的、精神的負担の軽減を図ること。保険適用の範囲が拡大しましたが、不妊治療費助成を継続・拡充するとともに、不妊治療の医療機関の設置、女性の不妊専門相談センターの整備・拡充を図り、不妊症看護認定看護師を養成すること。★
- 7) 看護師の大幅増員で安全でゆきとどいた医療を実現すること。「夜勤は複数、月 8 日」という人事院判定を厳格に実施すること。看護師に負担を強いる夜勤二交代制や夜勤専従を強要しないこと。看護師確保の奨学金制度の活用と拡充を図ること。
- 8) 無料低額診療への支援を進め拡充を図ること。薬剤費への制度適用を求めること。
- 9) 医療へのマイナンバーカード押し付けに反対すること。2021 年 3 月から開始されたマイナンバーカードによるオンライン資格確認は、医療機関が金銭的、業務的負担を強いられ、被保険者が情報流出、カードの盗難・紛失、プライバシー侵害のリスクにさらされるなど多くの問題を抱えています。制度運用の中止・見直しを求めること。★

4、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること

- 1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパンデミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。
- 2) はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。
- 3) ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、保護者の負担軽減・無料化など、制度のさらなる充実をめざすこと。子宮頸がんワクチンは、副作用の深刻さを重く受け止め、接種勧奨は再開せず、疫学調査など徹底した検証を求めること。

- 4) ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。
- 5) エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。
- 6) 保健所の体制を抜本的に強化すること。保健師を大幅に増員すること。

5、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を

- 1) 介護施設等高齢者施設に対する新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。介護従事者の定期的頻回のPCR検査・抗原検査の実施、衛生用品・防護具等の支給、介護事業者への減収補填を行うこと。
- 2) 新型コロナウイルス患者の施設内療養は最小限にし、その場合でも医師による医療支援の体制を確保すること。高齢の感染者はできるだけ入院できるようにすること。
- 3) 全産業の平均と比べ月8万円以上も低い介護労働者の抜本的な待遇改善を図ること。実態に合わない人員配置基準(現行4対1)を2対1に改善すること。人員・施設基準の緩和は絶対に行わないこと。
- 4) 特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者解消の計画を立て、待機者(4415人、在宅1347人、早期入所が必要944人、4月1日現在)が増加する一方で、3年間の整備計画は462床にとどまっており、待機者の解消に特別の取り組みを行うこと。小規模特養に偏重することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。施設整備への補助を増額すること。
- 5) 昨年の8月から低所得者に対する補足給付の見直しによって大幅な負担増が強いられています。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態、負担増の実態調査を踏まえ、補足給付削減の中止を求めること。
- 6) 介護老人保健施設、グループホームの整備、小規模多機能型施設、宅老所などの増設に積極的にとりくむこと。介護療養病床の廃止(2017年度末で廃止、23年度末まで経過措置)に対応し必要な介護医療院への転換・確保を図ること。
- 7) 訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。
- 8) 高齢者の状況が変わらないのに介護度が軽くなる介護認定制度の改悪を見直すこと。要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。
- 9) 全国最低の居宅サービス利用量となっている実態と課題を検証し、対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、花巻市で実施している在宅介護者訪問相談員の取り組みを広げること。在宅介護世帯への補助・支援を強化すること。
- 10) 愛知県大府市の取り組みを参考に、認知症患者が安心して地域で暮らせる取り組みと体制の整備を進めること。認知症への正しい理解を広げ、認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。

- 11) 地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。
- 12) 2024年からの介護保険の大改悪(利用料の原則2割負担・3割負担の基準額引き上げ、要介護1・2の保険給付外し、ケアプランの有料化、多床室の有料化、不動産を補足給付の資産要件に追加、40歳以上の被保険者の範囲拡大、福祉用具を「貸与」から「販売」に切り替え)に反対すること。★

6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を

- 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。
 - ①応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。
 - ②障がい者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものとする。
 - ③内部障害、発達障害、高次脳機能障害、難病・慢性疾患などあらゆる障がい者を対象にすること。
 - ④地域生活支援事業の予算を義務経費化し、必要なサービスの量と質を保障すること。
 - ⑤相談支援をはじめすべての障害福祉サービスの抜本的な報酬の引き上げをはかること。
- 2) 障がい者が65歳になると障害福祉サービスから介護保険サービスに半ば強制的に移行させられ利用料が発生する制度の撤回・見直しを求めること。介護保険サービスの利用者負担軽減を要支援の障がい者も対象とするよう改善を求めること。
- 3) 地域で豊かな生活を保障すること。

家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。

そのために、①バリアフリー対応の公営住宅の整備、入所施設、グループホームを計画に基づいて整備すること。②在宅支援のために、家族の休息を保障するショートステイの増設や、「医療的ケア」を必要とする人たちへの支援策を拡充すること。③ホームヘルプサービスや移動支援の拡充など在宅支援を拡充すること。緊急時の支援システムを確立すること。
- 4) 障がい者の高齢化が進行する中で、市町村に地域生活拠点施設の整備を進めること。
- 5) 労働・雇用の保障
 - ①就労継続支援A型、B型の整備を早急に進めること。
 - ②法定雇用率の引き上げを厳守させること。2018年度から始まる精神障がい者の雇用義務化を確実に実施すること。
 - ③障がい者が職場に定着できるように相談体制とジョブコーチの増員を行うこと。障がい者の医療の拡充を図ること。
- 6) 障がい者の療育や保護者支援

障害を自己責任とする契約制度や応益負担はやめて、無料で療育福祉を利用できるようにすること。通所施設の整備、児童発達支援センターの機能強化、保育所等訪問支援事業の保護者負担をなくすこと。放課後デイサービスの整備・拡充を図ること。
- 7) 教育の保障

- ① 特別支援学校の新たな「設置基準」を踏まえて、特別支援学校の施設整備を進め教室不足(39)を解消すること。
- ② 看護師の配置で普通学級に通学できる医療的ケア児に対する支援を強化すること。★
- ③ 通常学級における特別支援教育の充実を図るため、学級定数を引き下げること。
- ④ 教職員の増員や施設設備のバリアフリー化など教育環境を整えること。
- 8) 障がい者や難病の医療費は、優先して無料化をめざすこと。自立支援医療の無料化を求めること。重度心身障がい者(児)医療費助成制度を、国の制度として確立し窓口無料化を求めること。
- 9) 県議会での請願採択を踏まえて、「手話言語条例」の早期制定に取り組むこと。
- 10) 鉄道・バスなど障がい者の交通運賃の割引制度を精神障がい者も対象にし拡充すること。参政権、情報の保障に取り組むこと。
- 11) 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定をふまえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。

7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を

- 1) 難病医療費の新制度については、対象疾患が増加(56 から 333 疾患)しましたが医療費助成受給者数は伸びていません。月額上限額の引き上げと「軽症」の場合対象外となっているからです。市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど、難病患者が新たな負担増とならないように、患者の実態を踏まえた対応を行うこと。低所得者と重症患者の負担はなくすこと。患者数による線引きは中止すること。
- 2) 申請手続きを簡素化し、経過措置の 5 年以内の見直しに向けて実態調査を行うとともに、継続して医療費助成を受けられるようにすること。医療費無料化を求めること。
- 3) 小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開をはかること。
- 4) 難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的な対策を強化すること。

8、生活保護を「生活保障制度」に改め、必要な人がすべて利用できる制度に改善を

- 1) 生活保護基準の引き下げは生活保護法に違反するとして原告勝訴の地裁判決が相次いでいることを踏まえ、コロナ機器、物価高騰の下で以下の対策を緊急に講じるよう国に求めること。★
 - ① 生活扶助、住宅扶助、冬季加算などを引き上げた 2013 年以前に直ちに直すこと。
 - ② 急激な物価高騰に対応して、生活保護基準を緊急に見直すこと。
 - ③ 生活保護申請をためらわせる要因となっている扶養照会を廃止すること。
 - ④ 高齢加算を復活し、夏季加算を創設すること。
 - ⑤ 生活保護利用者の大学・専門学校への進学を認め、生活保護を利用しながら学ぶ権利を保障すること。
 - ⑥ 生活困窮者支援の窓口での違法な「水際作戦」をやめさせること。
- 2) 新型コロナ禍のもとで、「貧困と格差」の広がり、生活保護申請者が増加しています。「生活保護は憲法 25 条に基づく国民の権利です」としおりやポスターに明記し、申請の門前払いを根絶すること。名称も「生活保障制度」に改め、権利性を明確にし、生存権保障にふさわしい制度に改革するよう求めること。

- 3) 「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。
- 4) 自動車の保有やわずかな預貯金などの「資産」を理由にし、保護利用を拒む運用を改めること。

★

- 5) 生活保護基準以下で働いている母子家庭の生活保護受給を進めること。「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。
- 6) 生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。生活保護家庭の子ども学習支援の取組を抜本的に強化すること。

9、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。

- 1) 「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。
- 2) 各種がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人 20%未満)の具体的な取り組みを強化すること。
- 3) どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。
- 4) 緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。
- 5) 受動喫煙防止対策を徹底し、受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は敷地内全面禁煙とすること。議会棟も喫煙室を廃止し全面禁煙とすること。★

10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について

- 1) 究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。
- 2) 遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。
- 3) 遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。
- 4) 沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取り組みを積極的に行うよう求めること。

11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。

- 1) どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。
- 2) 盛岡市消費生活センターの取り組みに学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。
- 3) 専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化をはかること。

二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること

「県下にあまねく良質な医療の均てんを」という県立病院の創業の精神に改めて立ちかえり、県立病院を地域医療の拠点に位置付け、医療・保健・介護の連携で地域医療を守るための取り組みを地域住民とともに進めることです。

新型コロナウイルス感染症対策では、県立病院は県の最大確保病床 350 床のうち 280 床（64.4%）を確保し、10 月以降の第 8 波（12 月 2 日現在）では延べ入院患者 829 人のうち 593 人（71.5%）を受け入れています。大きな役割を果たしてきたことは高く評価されるべきです。医師、看護師等医療関係者の献身的な取り組みに心から敬意を表します。

岩手県立病院等の経営計画（2019-2024）の実施状況は、医師の 22 年度までの増員計画 51 人増に対し 62 人で 11 人の増員となっています。奨学金養成医師の配置が 13 人増加し 107 人となりました。医師の待遇改善に取り組むことが必要です。昨年度は釜石病院で出産・分娩ができなくなるなど、産婦人科医師の確保と地域周産期母子医療センターの機能を確保することは切実な課題となっています。県立病院のネットワークによる新専門医制度への対応を進めること。医療クラークや薬剤師等を大幅に増員し、地元医師会や開業医との連携を強化するなど医師を支える具体的な対策を実行すること。

看護師の確保は、経営計画の増員計画は 22 年度までに 47 人に対し 44 人の増員にとどまっています。計画とは別に、新型コロナウイルス感染症に対応するため、36 人を増員配置しています。計画そのものがあまりにも少ないのが問題です。9 日夜勤は昨年度 1733 人で前年度を 621 人も上回りました。看護師不足と労働実態は深刻となっており、不十分な経営計画（2019～2024 で 66 人増を中間見直しで 45 人増に）を見直し、大幅な増員による労働条件の抜本的な改善が急務です。

無床診療所化した地域の入院機能と地域医療の確保についても、県と県医療局が責任をもって地元自治体・地域住民と協議し、取り組むことが必要です。

県立病院の経営問題の要因には、国の医療費削減政策による医師不足、診療報酬引き下げ、地方交付税の引き下げ、消費税の増税（2021 年度までの累計負担額 771 億円余、うち医療局負担額 210 億円余）があります。国の医療政策の根本的な転換を実現し、県立病院と地域医療を守るべきです。

- 1、「県下にあまねく良質な医療の均てんを」という県立病院の創業の精神を堅持し、大幅な医師の増員による県立病院の充実と地域医療の確保に取り組むこと。新型コロナウイルス感染症対策の実績を踏まえ、厚労省の公立・公的病院の機械的な再編統廃合計画の撤回を求めること。★
- 2、県立釜石病院の建て替え・改築に取り組むこと。再建整備された県立高田・大槌・山田病院の医師確保に全力を上げ、診療機能の強化を図ること。★
- 3、岩手県立病院の経営計画（2019-2024）に基づき、76 人（中間見直しで 5 人減に）の医師の増員・確保に全力を上げること。医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。
 - 1) 奨学生の確保と奨学生養成医師の配置、臨床研修医・後期研修医の確保、新専門医制度への対応、即戦力医師の確保に今まで以上に系統的に取り組むこと。岩手医科大学、東北大学等に対する医師派遣を強く求めること。医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。★
 - 2) 医師を支える医療クラークを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。医師の労働条件の改善に取り組むこと。

3) 地元医師会、開業医との連携を強化し、初期救急・夜間救急の確立や広域基幹病院等との連携などにも取り組むようにすること。

4) 地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと。

4、産婦人科医師の養成・確保に今まで以上に取り組み、地域周産期母子医療センターの機能を維持すること。2次医療圏でお産ができる体制をめざすこと。院内助産を進めること。★

5、看護師の大幅増員を実現すること。

1) 「経営計画」(2019-2024)の看護師増員計画(45人)を見直し、看護師の大幅増員で月8日以内の夜勤を厳守し、月9日以上夜勤を解消すること。夜勤専任看護師、夜勤2交代制の導入は労働組合との合意を前提に一方向的に強行せず見直すこと。

2) 全ての看護師が年5日以上年次休暇を取得することはもとより、いわて県民計画で示した2022年までに年休取得を75%に引き上げる計画の達成をめざすこと。年次有給休暇が自由に取得できる労働条件の抜本的な改善を図ること。出産・育児休業等による正規看護師による補充、子育て中の短時間勤務の徹底を図ること。

3) 看護師は三交代勤務でも過酷な中で、さらに過酷な夜勤二交代制や夜勤専従などの一方向的な導入、強要は行わないこと。

4) 遠野病院での超過勤務の不払い問題を教訓にして、超過勤務の申請ができるよう各病院に徹底すること。勤務時間外の研修等は超過勤務の対象とし、出勤時間・退勤時間を客観的に把握し、サービス残業をなくすこと。超過勤務の縮減に取り組むこと。

6、無床診療所化された診療センターの取り組みについて

1) 民間移管による有床診療所の運営が破たんした花泉診療所については、県と県医療局が責任を持って地域医療の確保と信頼回復に努めること。有床診療所復活に向けて取り組むこと。

2) 県立沼宮内診療センターの民間移管への検討を検証し、入院機能の回復をめざすこと。花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること。

3) 無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見直しを含め入院ベッドの回復についても検討すること。

7、地域医療の確保と高齢者医療の取り組みを強化すること

1) 一関市立藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取り組みに学び、地域住民のニーズにこたえ、医療・介護・福祉の連携を強化すること。

2) 市町村立病院への支援と連携を強化すること。西和賀さわうち病院への医師派遣を引き続き進めること。

8、国に対し、地域病院の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充を強く求めること。消費税10%増税に反対し、5%への減税を求めること。

三、少子化対策に本格的に取り組み、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に

日本共産党は綱領に「日本社会として、少子化傾向の克服に力を注ぐ」の一文を明記しています。少子化傾向の克服には、人間としてのまともな労働と生活の環境を整備する、あらゆる分野で女性差別をなくしてジェンダー平等の社会に変える、生活不安・将来不安を解消する、地域社会の安定を実現するなど、日本社会の様々な分野でのゆがみを正し、真に持続可能な経済・社会にしていくことが必要です。

日本の子どもの貧困率は13.5%、7人に1人の子どもが「貧困ライン」を下回っています（2019年「国民生活基礎調査」）。なかでも深刻なのがひとり親世帯で貧困率は48.1%、OECD参加国で最悪です。県内のひとり親家庭の就労率は90.5%、月収15万円未満が48.6%（2018年度岩手県ひとり親世帯等実態調査）を占めています。「岩手県子どもの生活実態調査報告書」では、特に母子家庭において厳しい生活実態が浮き彫りになりました。「過去1年間に医療機関で子どもを受診させたほうが良いと思ったが、実際に受診させなかったことがある」と答えたのが就学援助世帯で25.6%、中央値1/2未満で20.4%、「母子世帯の土曜日出勤」が不定期にあるも含めると80%、「母子世帯の日曜日出勤」は60%に及ぶなど深刻な実態が明らかになりました。県は、実態調査結果を踏まえて「子どもの幸せ応援計画」を策定し、「教育支援」「生活の安定に資するための支援」「就労支援」「経済的支援」「被災児童等に対する支援」の5つを重点施策に掲げ取り組むとしています。実効性ある取り組みを推進する必要があります。

子ども食堂の取り組みが県内26市町村、92箇所に広がり、その中で学習支援も取り組まれているのが35箇所となっています。ネットワークもつくられました。生活困窮世帯等に対する子どもの学習・生活支援事業の昨年度の実績は、5市3広域振興局8町村629人（前年比-183人）で取り組まれ、昨年度は県南広域振興局で新たに家庭訪問等が取り組まれています。

経済的貧困を背景に児童虐待の相談件数は、昨年度1877件（児相）、相談対応件数1709件と過去最多となり、相談対応件数では前年と比べ333件の大幅な増となっています。若い世代の雇用・賃金の立て直しとともに、子育て世代の困窮を解決し、くらしと育児を応援する総合的な対策を進めることが必要です。

新型コロナ禍の下で、保育所は社会的インフラを支えるため開所を続け、保育が果たしている社会的役割が浮き彫りになりました。第8波で10歳未満の子どもの感染が急拡大しています。国・自治体の責任で定期的な検査の徹底など新型コロナ対策を強化すべきです。保育士の労働条件の悪化と不足など保育の質が問われています。保育士の配置基準を抜本的に引き上げ、全産業並みの賃金（月8万円低い）の引き上げを行うべきです。19年10月から実施された「保育の無償化」は、3～5歳は副食費が有償となり、0～2歳は非課税世帯のみが無償という矛盾と課題を抱えたものでした。宮古市、大槌町、山田町、岩泉町、葛巻町、軽米町、普代村、野田村、九戸村の9市町村は、3～5歳も0～2歳もすべて無償化としています。また、19市町村が3～5歳の副食費を

無償化し、11市町村も一部世帯で副食費の無償化を実施しています。すべての市町村で保育料の実質無償化を拡充すべきです。

子どもは未来の主人公であり、社会の希望です。誰もが安心して子育てできる岩手県へ、総合的な対策が求められています。

1、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換で、少子化の克服を ★

1) 男女ともに子育てできる雇用のルールと、まともな賃上げを

ア 政治の責任で「賃金が上がる国」への改革を進めること。中小企業への十分な支援とセットで最低賃金を時給1500円に引き上げること。

イ 労働者派遣法を抜本改正し、派遣は臨時的・一時的なものに限定し、正社員との均等待遇など、派遣労働者の権利を守る派遣労働者保護法を制定すること。

ウ パート・有期雇用労働者均等待遇法の制定など、正社員との均等待遇を図るとともに、解雇・雇止めを規制すること。

2) 安心して働き、子育てできる環境を

ア 認可保育所を増設し、保育水準を確保しながら待機児童を解消すること。

イ 学童保育の増設と指導員の処遇改善により、待機児童を解決し、詰込みの解消を図ること。6年生まで利用できるようにすること。保育料減免制度をつくること。

3) 子育ての経済的負担を軽減し、安心して暮らせる社会に

ア 大学・短大・専門学校の学費を速やかに半額に引き下げ、将来的には無償にすること。入学金は廃止すること。奨学金は、欧米のように返済浮揚の給付性を中心に拡充すること。奨学金返還の減免制度をつくること。

イ 「義務教育は無償」を定めた憲法 26 条に即して、学校給食や教材費など義務教育にかかる費用を国の制度で無償化すること。

ウ 児童手当の 18 歳までの支給、児童扶養手当、就学援助の額と対象の拡大など、子育て世代に向けた継続的・恒常的な現金給付を拡充すること。

2、子どもの貧困問題の解決へ本格的に取り組みを強化すること ★

1) 「岩手県子どもの実態調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。

① 小学校単位に子どもの居場所を設置するとともに学習支援の強化をはかること。

② ひとり親家庭・母子家庭への公的・経済的支援を拡充すること。児童扶養手当の削減措置をやめ、支給額を引き上げること。長期の雇用確保に向けた就労支援、保育所の優先入所、公営住宅への優先入所などを進めること。

③ 子どもの医療費窓口無料化(現物給付化)を高校生まで拡充すること。(再掲)

④ 岩手における子どもの貧困率も明らかにし、貧困削減の目標を示すこと。知事を本部長とする全庁的な推進体制を確立し、県政の重点課題の一つとして県民運動として取り組むこと。

2) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を

- ① 就学援助制度の周知徹底を図り、対象となるすべての生徒が申請・受給できるようにすること。対象費目と金額の拡大を図ること。被災児童就学援助の継続を求めること。学校給食費の現物給付化、修学旅行費用の概算払いを徹底し、経済的理由で修学旅行に行けない生徒をなくすこと。
- ② 児童扶養手当の増額、とくに、全体の約 6 割を占める第 1 子だけの世帯への支援を拡充すること。年 6 回の分割支給を毎月支給に変え、現行 18 歳までの支給を 20 歳まで延長するよう求めること。支給開始後 5~7 年で手当を最大 2 分の 1 に削減する仕組みを撤廃すること。
- ③ 制服代、給食費、修学旅行の積み立てを含めた、義務教育の完全無償化をめざすこと。高校教育の完全無償化と国の責任による給付金制度の確立を求めること。大学・専門学校の授業料を半額にすること。月額 3 万円の給付制奨学金を 70 万人規模に拡充すること。有利子の奨学金はやめ、すべて無利子とすること。返済が困難になった人への救済措置を講じること。

3) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。

- ① 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の取り組みを全市町村に広げ、自治体負担をなくすよう国に求めること。
 - ② 子ども食堂の取り組みを全市町村に広げ、当面中学校区にまで広げること。子ども食堂のネットワークに対する支援を強化すること。
 - ③ 学童保育の増設と指導員の配置・待遇の改善、児童センターの拡充を図るとともに、一人ぼっちの子どもをなくす多様な居場所を確保すること。
- 4) 児童養護施設、乳児院、自立支援ホーム、里親など社会的養護のもとで生活する子どもたちに、きめ細かな支援ができるよう、施設の小規模化、支える職員の配置基準の見直し、専門職の配置を行い、職員の待遇改善を図ること。施設を退所する若者に、公営住宅の優先利用など住まいを保障し、独自の給付制奨学金制度を確立し、進学・就労を継続的に支援すること。
- 5) スクールソーシャルワーカーをすべての小中学校に配置するとともに、専門資格を持つスクールカウンセラーは正規職員として採用すること。パート待遇のスクールカウンセラーの会計年度任用職員への移行にあたっては、時給の引き下げを行うことなく待遇の抜本的な改善を図ること。
- 6) 児童虐待防止対策を強化するために、児童福祉司等を大幅に増員し、児童相談所の体制の強化を図ること。市町村の児童虐待対策については専門職の配置と養成など体制と取り組みを強化し、盛岡市や遠野市の取り組みを踏まえて総合支援拠点施設の整備に取り組むこと。
- 7) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること
- ① 労働者派遣法の抜本的改正を行い、働くなら正社員が当たり前の社会にすること。
 - ② 同一労働同一賃金、均等待遇を徹底し、労働基準法、男女雇用機会均等法、パート労働法、労働者派遣法に明記し、「非正規から正規へ」の流れをつくる労働法制の改革を求めること。
 - ③ 最低賃金を時給 1500 円に引き上げること。全国一律最低賃金制に踏み出す制度をつくること。社会保険料や賃金助成など、中小企業の賃上げに本格的な支援を行うこと。
 - ④ ひとり親家庭の安定した正規の就労への支援を強化し、就労と子育てが両立するようにすること。生活保護の対象となる場合は積極的に活用できるようにすること。

3、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること

- 1) 国・自治体の責任で、新型コロナ対策を強化し、保育所での定期的検査の実施、抗原検査キットの配布で機敏な対応ができるようにすること。
- 2) 19年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」は、極めて不十分で問題を抱えた内容となっています。無償化の対象が基本的に3歳以上に限定され、副食費は実費負担で低所得者には負担増となりかねません。保育所の徴収事務負担も増加しています。0～2歳の無償化は非課税世帯に限定されています。これまでの市町村独自の保育料軽減分の財源を活用し、宮古市等のように3～5歳も0～2歳も実質無償化となるよう拡充すること。
- 3) 認可保育所の増設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。
 - ① 待機児童は、4月1日段階では2市2町で35人、隠れ待機児童は213人でしたが、10月段階では待機児童は5市3町で115人に増加しています。年内に発生するすべての待機児童、隠れ待機児童を解消する計画を立て、公立保育所を含め認可保育所の増設を思い切って進めること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子ども(約2000人)を含め待機児童を解消する計画を立てること。
 - ② 延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。
 - ③ 公立保育所の民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。
 - ④ 県が設置する職場保育所は、認可保育所としてモデルとなるよう運営すること。
- 4) 保育士の賃金引き上げ、処遇を改善し、保育士不足を解決すること。保育士の配置基準を抜本的に引き上げること。保育士修学資金貸付制度の活用を進め、奨学金返済を免除するなど拡充すること。保育士の住宅確保支援などを積極的に活用すること。

4、学童保育を量的にも質的にも拡充すること

- 1) 学童保育の職員配置基準や資格の基準を、国が事実上撤廃することに反対し、撤回を求めること。
- 2) 「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善をはかること。学童保育の増設を図り、待機児童(5月1日現在、5市111人)の解消に取り組むこと。
- 3) 指導員の正規化・労働条件の改善をはかり、複数配置を行うこと。指導員の処遇改善事業は自治体負担が重く、実施自治体が2割程度にとどまっています。活用しやすいように制度の改善を求めるべきです。
- 4) 大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行い解消を図ること。
- 5) 学童保育の利用料の軽減策を講じること。ひとり親世帯、低所得者世帯に対する減免を拡充すること。

四、消費税 5%への減税とインボイスの中止を、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を

19年10月からの消費税10%増税で消費不況が深刻になる中、新型コロナ感染が急拡大し、第8波に至っています。長引くコロナ禍の下で地域経済は深刻な落ち込みとなり、物価高騰と債務超過の三重苦に中小企業・小規模事業者の経営も逼迫してきています。持続化給付金や家賃の補助を国に求めるべきです。あらゆる分野で物価が高騰しており、消費税を5%に引き下げることこそ最大の景気対策です。

10月の県内の有効求人倍率は1.37倍(全国27位)となり、正社員の有効求人倍率は0.96倍です。完全失業率(7~90月)は2.9%、1万5千人となっています。10月末の2021年3月新規高卒者の就内定率は84.3%、県内就職内定率は82.3%、県内就職率は72.7%となっています。大学の就職内定率は68.9%(前年同期比-2.7)、短大47.4%(+5.7)、高等専門学校92.5%(+1)、専修学校45.8%(+2.4)です。

県内の建設労働者の賃金は、大工の1人親方の場合、公共工事設計労務単価は27900円ですが、実態は5割程度にとどまっています。県の公契約条例(岩手県が締結する契約に関する条例)に「賃金条項」を明記することは、野田市や川崎市等の先行事例から見ても切実で緊急の課題です。

住宅リフォーム助成事業は、昨年度、縮小されながらも29市町村で実施され、484件、補助額7812万円、対象工事費は約8億5922万円となっており、補助額に対して10倍以上の経済効果となっています。今年度は、盛岡市、一関市、宮古市、久慈市等では新型コロナ対策で住宅リフォーム助成に取り組んでおり積極的に活用されています。住宅リフォーム助成事業の継続と拡充、空き家リフォームや商店等のリフォームに取り組むことが必要です。

- 1、長引く新型コロナ禍の下で、事業者の経営と雇用を守る特別の対策—持続化給付金、家賃支援給付金の復活を国に強く求めること。雇用調整助成金、休業支援金・給付金は期限を切らずに継続すること。多額の予備費を活用して直ちに対策が講じられるように求めること。
- 2、県としても、積極的に活用された地域企業経営支援金の再実施を行うこと。
- 3、緊急対策として消費税5%への減税とインボイスの中止で、消費不況を打開し、国民の暮らしと事業者の経営を守り、経済の危機打開をめざすこと。
- 4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8時間働けば普通に暮らせる社会を。
 - 1) 賃上げと長時間労働の是正を進め、8時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。
 - ① 安倍政権以来積み増しされた大企業の内部留保150兆円に年2%の課税を5年間実施、10兆円の財源をすべて中小企業への支援に回し、最低賃金を直ちに全国一律に、時給1500円に引き上げること。★
 - ② 残業代ゼロ制度を廃止し、すべての労働者を対象に「残業は週15時間、月45時間、年160時間まで」と上限を労働基準法で規制し、長時間労働を是正すること。
 - ③ 労働者派遣法の抜本改正し、非正規労働者の正社員化を進めること。

- ④ 保育・介護・障害福祉労働者に国の責任で、直ちに月 5 万円賃上げし、一般労働者との格差是正に取り組むよう国に求めること。
- 2) ブラック企業・ブラックバイトを厳しく規制し、無法人リストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。
- 3) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例・「岩手県が締結する契約に関する条例」に県内の実態と全国の先行事例を踏まえ「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。★
 - ① 県が発注・委託する事業で、労働者が適正な賃金・労働条件が確保されるよう実態調査を行うなど取り組みを強めること。
 - ② 川崎市などの先行事例を踏まえ、県発注の公共事業においては労働者の賃金が公共工事設計労務単価の 8～9 割の賃金が保障されるように取り組むこと。
 - ③ 約 7 割の労働者が非正規・低賃金となっている県の指定管理者制度について抜本的な見直しと改善を図ること。日本図書館協会も反対している県立図書館の指定管理者制度については根本から見直すこと。
- 4) 失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取り組みを進めること。

5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。

- 1) 岩手労働局と連携し、就職支援員の取り組みと体制を強化して正規の求人の確保と県内就職率引き上げに全力をあげること。大学・高校と県内企業との連携を強化し、県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。いわて県民計画(2019-2028)をふまえ、高校生では 84.5%、大学生では大学共同の目標である 55%の達成を目指すこと。★
- 2) 新卒 3 年を超えた青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。
- 3) 就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。
- 4) ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充をはかること。
- 5) フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。
- 6) キャリア教育では、地域の企業との連携強化とともに、労働基本法など労働者の権利を身につけること徹底すること。

6、誘致企業の一方的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。

- 1) 大企業・誘致企業等の一方的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくるとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。
- 2) 離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあっせんと、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。
- 3) 県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強くもとめること。

7、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。

- 1) ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。

- 2) 失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。
- 3) 生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対つぐらなないこと。

8、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。

国の責任で30人学級を実現(小中学校で約600学級増、教員数約800人増)、特養ホームの待機者解消(早期入所必要944人、100人定員で10か所、600人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が69.5%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(885人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。

9、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。

- 1) 小規模企業振興基本法と中小企業振興条例に基づき、県内中小企業・小規模企業地域経済と地域社会の主役としての役割を明記し、その現状と課題を明らかにすること。
- 2) 中小企業の最も切実な人材の確保・育成に取り組むこと。事業承継の取り組みを強化すること。中小企業、行政、大学・高校・専門学校等との連携を強化すること。
- 3) 中小企業の自主的な取り組みを基本にしつつ、営業力・販売力・新商品開発や技術革新への支援を強化すること。大学や工業技術センター、金融機関等との連携を強化すること。中小企業間、異業種等との連携を強化すること。
- 4) 中小企業の「事業の持続的発展」の重要性を踏まえ、事業継承・後継者対策に取り組むこと。
- 5) 条例に基づく毎年度の事業実績の報告に当たっては、中小企業者を含めた第三者機関で検証し、翌年度の政策・方針に生かすようにすること。

10、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。

- 1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。商店街リフォームも助成の対象とすること。
- 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。2021年度は、件数では87.4%ですが、金額では70.2%となっています。当面、金額ベースで80%(144億円増)、さらに90%(288億円増)をめざすこと。実態を調査・検証し改善をはかること。
- 3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。

11、大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など、下請けいじめをやめさせる取り組みを国と連携して強化すること。

12、「コロナ・物価高騰で倒産させない」の立場で、ゼロゼロ融資の債務残高を別枠にし、新規融資が受けられるように金融機関と連携して取り組むこと。

13、「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し、商店街を守る対策を強化すること。

- 14、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。サラ金並みの金融機関のカードローンの実態を把握し規制を求めること。多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。
- 15、平泉と橋野鉦山、御所野遺跡の世界遺産登録と三陸復興国立公園、高田松原復興祈念公園・津波伝承館、三陸ジオパークの認定等の観光資源を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。復興支援ツアーや三陸鉄道を活用した震災教育旅行、世界遺産巡りなど沿岸・県北の観光対策を抜本的に強化すること。

五、米価の大暴落を止め、物価高騰対策を講じて農林水産業を守る取り組みを。

新型コロナ禍と政府の無策によって、米価の暴落が続いています。農協の概算金は、ひとめぼれでも60キロ当たり前年比1000円のプラスとなりましたが1.1万円程度で生産費を大幅に下回っています。「21年産米の大幅な米価下落で、JA全中・全農の試算では15ヘクタール以上の農家でもコスト割れしている」（9月10日付農業新聞）という状況でしたが、今年は飼料・肥料代等の物価高騰で農家は昨年以上の減収と危機的状況となっています。新型コロナ禍による余剰米については、政府が買い上げて市場から隔離し、生活困窮者や海外への支援に回すべきです。欧米では当たり前の生産費を保障する価格保障を充実させるべきです。農家が危機的状況に追い込まれているときに岸田政権は、水田活用交付金の削減を打ち出しました。「令和4年度の水田における作付け状況」では、主食用米が2500ヘクタール減少、牧草などの飼料作物も479ヘクタール減少、飼料米は1147ヘクタールの増となっています。全体では1070ヘクタールの減少となっており、農家の減収と耕作放棄地の増加が危惧される状況です。水田活用交付金の見直し・削減は中止すべきです。

今必要なことは、新型コロナの感染拡大が続く中で、国民の食料を外国に依存するのではなく、食料自給率を高め国内の農林水産業を守ることです。

国連は、2019年から2028年を「家族農業の10年」とし、2022年を「小規模伝統漁業・養殖業に関する国際年」として、加盟国及び関係機関に対し、食糧安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割をはたしている家族農業にかかる施策の推進・知見の共有等を求めています。大規模化・効率化一辺倒ではなく、日本と岩手の実情に合った家族農業を重視し、必要な価格保障と所得補償の拡充こそ図るべきです。

日本は、食料自給率が下がってわずか38%に、先進国の中でも異常な低さです。米価はこの10年間で4割以上も下落し、規模拡大に取り組んできた大規模農家や集落営農組織が大きな打撃を受けています。

国民に安全な食料を供給し、国土や環境を守るため、将来に向けて安心して農業に励み、農村で暮らし続けられる条件を整備することです。価格保障・所得補償を再建することは最大の柱です。

農林漁業を岩手の基幹産業として位置づけ、農林水産業予算の復元をはかり、再生産を保障する価格・所得保障の拡充を柱にして農林水産業の再建を図ることが必要です。食の安全安心の確保と地産地消の取り組みを本格的に推進し、農林漁業の再生を、地域経済振興の柱にすべきです。

農林漁業など第一次産業の衰退は、地域経済を疲弊させ、「限界集落」を広げる要因ともなっています。農林漁業の生産を拡大すれば、それに関連する食品加工、関連企業、サービス、製造業も活性化し、生産額の3倍もの規模で地域経済に波及する効果があります。

1、コメ大暴落を止め、農業と農家を守る緊急対策を講じること。★

- 1) コロナ禍で発生した大量の過剰在庫は農家の責任ではありません。国が責任をもって余剰在庫を買い上げ、市場から切り離す緊急対策を実施すること。余剰米については生活困窮者や海外への支援に回すこと。
- 2) コメの需給や価格の安定に政府が責任を果たすこと。米価に「不足払い」制度を導入し、当面、個別所得補償を復活すること。
- 3) 水田での主食用米以外の増産に力を入れること。飼料用稲の生産拡大とともに、水田の乾田化・汎用化と合わせて麦・大豆・飼料作物などの増産に思い切って取り組むこと。主食用米との収益性の格差を是正するために、水田活用交付金の削減は中止し拡充すること。
- 4) 国内で必要のないミニマムアクセス米は、高額での全量輸入の義務はなく、きっぱり廃止すること。
- 5) 収入保険制度については、対象者を青色申告者(2割)に限定するのをやめ、農業者の保険料負担を軽減し、基準となる収入も生産コストと関連させるなどの改善を図ること。
- 6) 米の消費拡大に本格的に取り組むこと。学校給食の米飯給食は週4日以上をめざし日本型食生活の定着をめざすこと。県立病院はもとより民間の病院、ホテル・旅館、レストラン、民間事業者の社員食堂、保育園などで県産米の活用を進めること。

2、日米貿易協定、日欧 EPA など、食料輸入自由化路線の中止を求めること。食料主権を保障する貿易ルールの確立を求めること。

3、国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。

- 1) 国連「家族農業の10年」(2019~2028年)の趣旨を踏まえ、家族農業の役割を評価し、岩手の実情に合った家族農業の推進を図ること。
- 2) 大小多様な家族経営の育成・支援を基本に、農業を続けたいと願うすべての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。
- 3) 地域農業を支えている大規模経営や集落営農を支援すること。
- 4) 青年就農給付金事業は、農地集積をめざす「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学の施設整備と教育・研修の拡充をはかること。
- 5) 株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。

4、農業予算を岩手の基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。

5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。

- 1) 東京電力福島第一原発事故による放射能汚染による原木シイタケ、キノコ、山菜等の出荷規制の早期解除を求めること。早期の全面賠償を強く求めること。
- 2) 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。
- 3) 地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場のコメや農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。
- 4) 国内各地で発生している鳥インフルエンザの全国一斉消毒措置など各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること。豚熱・口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。
- 5) 米国産牛肉の輸入を30カ月齢まで規制緩和したことに反対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。
- 6) ニホンシカ等の鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。電気柵設置の効果が表れており「シカ防護網等設置事業」(県単)を拡充すること。「鳥獣被害防止総合支援事業」(国の補助事業)、「鳥獣被害防止総合交付金」(国庫)の拡充を求めること。ニホンシカ等の個体管理を徹底し野生獣の防除と捕獲を強化すること。

6、政府の「林業成長産業化」政策を見直し、持続可能な林業・木材生産の再生を図ること。

- 1) 植林後50年程度で伐採する短伐期一辺倒を見直し、地域の森林資源の実態に対応し、長伐期や複層林など多様な施業方式を導入し、持続可能な林業を進めること。自伐型林業を担い手として位置づけ、森林・山村多面的機能発揮対策交付金の拡充など支援すること。
- 2) 外材依存政策を転換し、かろうじて残されていた製材や集成材などの関税撤廃を受け入れた日欧EPA、TPP11の中止を求めること。
- 3) 森林整備、間伐の取り組みを抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。
- 4) 「いわて森林づくり県民税」の取り組みに当たっては、森林所有者との連携を強化し、間伐(混交林誘導伐)とともに植栽にも積極的に取り組むこと。林業労働者の待遇改善と合わせ確保に取り組むこと。被害木、枯れ死木等の伐採処理など新規事業に積極的に取り組むこと。
- 5) 「ウッドショック」に対応できる国産材・県産材の安定供給体制を確立すること。
- 6) 現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。

- 7) 森林を大規模に伐採する太陽光発電は見直し、環境アセスメントの実施を義務付けること。木質バイオマス発電などの施設は、外材依存ではなく、地域の資源量に即した配置とすること。
- 8) 林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。
- 9) 「緑の雇用事業」や「緑の青年就業準備給付金」事業を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成と定着に取り組むこと。
- 10) 国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業体の育成を図るよう国に強く求めること。

7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。

- 1) サケ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種の記録的な大不漁に対し、科学的な調査の実施と漁業・水産業振興に対する緊急対策を講じること。多様な漁業資源の活用・魚種転換と商品開発、販路の拡大、新たな養殖事業等思い切った支援策を講じること。★
- 2) ワカメ、コンブ、アワビ、ウニ、ホタテガイ、カキなどつくり育てる漁業の再建をはかること。
- 3) 新型コロナ禍による魚価の低迷、販路の喪失、物価高騰などに対し、漁業経営維持のための給付金を充実させ、生産と流通機能の維持・充実を図ること。
- 4) サケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。
- 5) 2022年「小規模伝統漁業・養殖業に関する国際年」の取り組みを進めること。小型漁船漁業の復興・再生と具体的な振興策を講じること。★
- 6) 新規漁業就業者支援制度を充実させること。県としても水産アカデミーの卒業後の就労と自立への支援を強化し、漁業の担い手対策を強化すること。
- 7) 改正漁業法の問題点を明らかにし、漁業者の意見を反映させながら実施すること。
- 8) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。福島原発事故の汚染水の海洋投棄に反対すること。(再掲)

六、非常事態の気候危機打開へ、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革を

気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっています。世界でも日本でも、異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、間伐、海面上昇などが大問題となっています。

国連 IPCC 「1.5 度特別報告書」は、2030 年までに大気中への温室効果ガスの排出を 2010 年比で 45%削減し、2050 年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して 1.5 度までに抑え込むことができないとしています。

すでに世界の平均気温は 1.1~1.2 度上昇しており、10 年足らずの間に、全世界の CO2 排出を半分近くまで削減できるかどうか、ここに人類の未来がかかっています。昨年 10 月 30 日から 11 月 13 日まで開催された COP26 (国連気候変動枠組み条約第 26 回締約国会議) は、世界の気温上昇を産業革命前と比べて「1.5 度に抑える努力を追及する」と明記し、2022 年末までに、30 年の各国の温室効果ガ

ス削減目標を見直し、強化することを要請しました。石炭火力の段階的削減へ努力を促進することも合意されました。今年 11 月に開催された COP27 では、水害、干ばつ、海面上昇など大きな被害を受けている途上国、島しょ国の「損害と被害」を保障する基金の設立に合意しましたが、気候危機を食い止めるための各国の排出量削減目標の大幅な引き上げについては前進がありませんでした。グテレス国連事務総長は「世界はさらに巨大な跳躍をする必要がある」と呼びかけました。「化石燃料事業に投入する公的資金が世界最大だ」として日本政府が気候危機に後ろ向きな国に送られる「化石賞」を受賞したことは重大です。

日本は世界第 5 位の排出国であり、その責任と役割は重大です。ところが日本政府の目標は 2010 年比では 42%の削減目標で、国連が示す 45%の削減目標より低く、2030 年も石炭火力で電力の 19%を占めるといふものです。原発を再稼働し 20~22%の電力を賄おうとする異常なものです。

岸田政権は 12 月 22 日、「GX（グリーン・トランスフォーメーション）実行会議」を開き、原発の新規建設推進や 60 年超の運転を認めることなどを盛り込んだ基本方針と今後 10 年間の工程表を決定しました。東京電力福島第一原発事故後の政府の原発方針を大きく転換するものです。東京電力福島台地原発事故の反省も教訓も投げ捨てる、新たな「安全神話」そのものであり、撤回を求めます。世界の流れに逆行するものであり、政治の根本的転換が必要です。

岩手県は、第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画の改訂素案を 12 月県議会に報告し、今年度末の策定をめざしています。温室効果ガス削減量を 2013 年比 41%から 57%に引き上げるとしていることは評価できます。策定しました。COP26 の削減目標の引き上げの提起にこたえるものです。この目標を達成するためには、実効性のある具体的な削減計画と県民、事業者の一体となった取り組みが必要です。長野県や鳥取県、東京都などの先進的な取り組みを参考に、具体的な対策を盛り込んだ実行計画とすべきです。

県内で 2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロを表明しているのは、北いわて 9 市町村と八幡平市、宮古市、一関市、紫波町、釜石市の 14 市町村です。全市町村に広げるとともにすべての市町村で地球温暖化対策実行計画を策定するように支援を強化すべきです。

1、2030 年度までに温室効果ガス削減量を 57%削減する県の地球温暖化対策実行計画改定の具体化を図り、県民・事業者、市町村との連携を強化して、気候危機打開に本格的に取り組むこと。

- 1) 気候危機打開の緊急性と重要性を行政と県民、事業者、市町村が共有し、力を合わせて 2030 年までに温室効果ガス排出量を 57%削減する第二次岩手県地球温暖化対策実行計画改訂を推進すること。
- 2) すべての市町村が「実行計画」(区域施策編)の策定を求められており、2050 年の CO2 排出「実質ゼロ」や 30 年までの県の 57%削減に呼応した実行計画を、住民参加で策定するよう県として支援すること。
- 3) 県民と各分野の事業者、団体が、温室効果ガス 57%削減目標を共有し、協力して省エネルギーと再生可能エネルギーの導入取り組むこと。

4) 全庁的な推進本部、各界が参加する県民運動の推進本部を設置し取り組むこと。

2、脱炭素、省エネ・再エネを進める社会システムの大改革をめざすこと

1) 電力分野、産業分野、運輸・交通分野、都市・住宅、自治体の各分野で、省エネ・再エネの具体的な計画を持ち、具体的な支援策も講じ、社会システムの改革をめざすこと。

2) 省エネルギーの推進に当たっては、高断熱の住宅の整備を推進し、県産材の活用を含めた一体的な県の補助制度を拡充すること。長野県等の取り組みを参考に省エネの電気製品等の普及を図ること。

3) 再生可能エネルギーの導入に当たっては、県営住宅を含め県有公共施設への太陽光発電の設置を推進すること。住宅、事業所、農地等への太陽光発電の設置を推進すること。森林破壊や土砂崩れ、住環境破壊となる乱開発を許さず、環境を守る規制を強化すること。

水力・太陽光・風力・地熱・バイオマス発電など具体的な目標を掲げて、地産地消の立場で推進すること。

4) EV車(電気自動車)の普及を軸に、2030年までの普及目標を持って取り組むこと。鉄道・バスなどの公共交通システムを構築し積極的に推進すること。

七、ジェンダー平等の日本と岩手へ、今こそ政治の転換を

ジェンダー平等の前進を求める声と運動は、政治を着実に動かしてきました。男女賃金格差の実態公表を企業に義務付けることが実現するとともに、政府は「痴漢ゼロ」に向けた政策を今年度中に取りまとめる方針を表明しました。超党派による提案で「女性支援法」の制定が実現しました。「生理の貧困」が大きな社会問題となっています。

しかし、コロナ危機は女性に様々な犠牲を強いました。低賃金の非正規雇用で働く多くの女性が仕事を失い、DV被害が急増し、女性の自殺の増加率は男性の5倍にも達しました。子ども、少女たちへの虐待・性被害相談も急増し、民間団体まかせは限界に達しています。

ここには、圧倒的に世界から遅れた日本の政治の責任があります。各国の男女平等の達成度を示す「ジェンダーギャップ指数 2022」(世界経済フォーラム)で、日本は、146ヶ国中116位と、先進国の中で最低レベル、アジア諸国になかでも韓国や中国、ASEAN諸国よりも低い状況です。女性差別撤廃条約(1979年採択)を日本政府は1985年に批准したものの、その具体化・実施にまともに取り組んできませんでした。

賃金の平等はジェンダー平等社会を築く土台です。正社員で女性の賃金は男性の77.6%、非正規を含む平均給与は、男性532万円に対し女性は293万円、55%にとどまっています(国税庁、民間給与実態統計調査)。生涯賃金では1億円近い格差となり、年金にも連動します。

いま世界で夫婦同姓を法律で義務付けている国は日本だけです。「選択的夫婦別姓への法改正」を直ちに行うべきです。

ジェンダー平等の社会とは、誰もが性別にかかわらず個人の尊厳を大切にされ、自分らしく生きられる、すべて伸びとによって希望に満ちた社会です。ジェンダー平等の日本と岩手の実現に本格的に取り組むことが必要です。

1、男女の賃金格差を政治の責任で是正すること

1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でのジェンダー平等を進めること

- ① 男女の賃金格差を政治の責任で是正すること。企業に男女別平均賃金の把握、公表、格差是正計画の策定・公表を義務付けること。
- ② 女性が多く働く介護・福祉・保育などケア労働の賃金を引き上げること。雇用の正規化と長時間労働の是正に取り組むこと。
- ③ 家族的責任と働くことを両立できる労働のルールをつくること。
- ④ ハラスメントを明確に禁止し、なくすこと。

2、選択的夫婦別姓、LGBT 平等法の実現をめざし、同性婚を認め、多様性が尊重される社会の実現をめざすこと。県として同性パートナーシップ制度(東京都を含め導入人口は約 5 割)を導入すること。

- 1) 選択的夫婦別姓制度を早急に導入すること。
- 2) LGBT 平等法を制定し社会のあらゆる場面で性的マイノリティーの権利保障と理解促進を図ること。
- 3) 同性婚を認める民法の改正を行うこと。
- 4) 県として、同性パートナーシップ制度を早急に導入すること。

3、女性に対するあらゆる暴力を根絶する取り組みを強化すること

- 1) 刑法・DV 防止法を改正し、被害者支援を強化すること。
- 2) 痴漢被害の実態を調査し、相談窓口の充実、加害根絶のための啓発や加害者更生を推進し、「痴漢ゼロ」の取り組みを強化すること。
- 3) 日本が責任を負う戦時性暴力＝「慰安婦」問題の解決を進めること。

4、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の視点に立った取り組みを進めること

- 1) 子どもの年齢、発達に即した、科学的な「包括的性教育」を公教育に導入すること
- 2) 避妊も中絶も女性の大切な権利です。避妊薬と緊急避妊薬を安価で入手しやすくすること。中絶薬を早期に認可し、中絶医療を国際水準まで高めること。
- 3) 明治期から残る刑法の自己墮胎罪や、母体保護法の配偶者同意要件を廃止すること。
- 4) 生理用品の恒久的な無料配布、学校など公的施設のトイレへの設置を進めること。
- 5) 職場や学校などで生理に関する知識や理解を深め、女性が過ごしやすい環境を整えること。

5、意思決定の場に女性を増やし、あらゆる政策にジェンダー平等の視点を貫くこと

- 1) 「2030 年までに政策・意思決定の構成を男女半々に」の目標を掲げ、本気の取り組みを進めること。
- 2) 政治分野における男女共同参画推進法の立法の趣旨に沿い、パリテ(男女議員同数化)に取り組むこと。
- 3) 女性差別撤廃条約を実効あるものにするため、「調査制度」と「個人通報制度」を定めた選択議定書の早期批准を求めること。

八、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ

第8波の新型コロナウイルス感染症の急拡大の下で、子どもたちは大きな不安とストレスを感じています。新型コロナから子どもたちと教職員の健康を守り、教育を保障することは最優先の課題です。11月1日以降の児童生徒及び教職員の感染状況は、12月5日時点で、児童生徒8752人、教職員799人、クラスター発生は32件、臨時休業措置は延べ回数で学級閉鎖95回、学年閉鎖70回、学校閉鎖が92回となっています。小学校及び特別支援学校の教職員を対象とした週2回の集中検査（9月18日から11月19日）では、検査数37135件、うち陽性検出は121件、陽性率0.33%となっています。コロナ禍のもとで、一昨年すべての学校に配置されたスクールサポートスタッフは、感染が急拡大した今年度は大幅に削減されました。感染防止対策の徹底が必要です。

国民の強い要望と運動に押された昨年度から全国で小学校に35人学級が導入されました。一刻も早く全学年に拡充し、さらに中学校、高校まで拡充することが必要です。

一昨年中止となった全国学力テストは、昨年度からは実施され、県の学習定着度状況調査（県版学力テスト）は、学科が2学科に半減されたものの実施されました。子どもたちをテストづけにし、教員の負担を増やし、競争教育を強化する学力テストは国も県も見直すべきです。

県立不来方高校の3年生のバレー部員が自殺した事件（2018年7月）について、2020年7月に、「顧問教師の厳しい叱責が絶望や孤立感を深め自殺の一因となった」とする第三者委員会による調査報告書が提出されました。しかし、県教委は第三者委員会の報告書で明らかにされた事実経過や盛岡一高事件の裁判で明らかになった顧問教師の暴力・暴言の深刻な実態について十分な調査と検証をすることなく、顧問教師の免職処分は事件から4年近くが経過した今年6月となりました。県教委の対応の検証と処分は持ち越されています。なぜ顧問教師の暴言・暴力が長期にわたって放置されてきたのか、県教委と学校が自らの対応を検証し教訓を深め、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言を含む暴力行為を根絶することは特別に重要な課題です。

「2021年度児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果では、いじめの認知件数が8039件（小学校6346件、中学校1236件、高校332件、特別支援学校125件）で前年比107件の減となっていますが、1000人当たりの認知件数は67.4件で微増となっています。いじめに対する感度、認知が進んだ一方で、深刻な実態も明らかになっています。「重大事態」は20件と前年比12件の増となっており、第三者委員会でしっかり調査するべきです。いじめを許さない学校、児童生徒の人権と安全を大切にする学校の実現に県教委と学校、生徒、父母等が総力を挙げて取り組む必要があります。また、いじめの背景にある「過度に競争的な教育制度の是正」（国連子どもの権利委員会の勧告）に取り組むべきです。

不登校は、小学校471人（前年比115人増）、中学校1208人（192人増）、高校591人（75人増）で合計2270人（382人増）と増加し深刻な状況です。子どもたちが本来、楽しいはずの学校に行けなくなっていることは学校教育のゆがみの象徴というべきものです。子どもたちの人権を侵害する校則の見直しも急務の課題です。

高校再編問題では、昨年5月に統廃合計画に対する地域での反対の声が根強くある中で高校再編計画後期計画が策定されました。今年度の入学者も資格取得など全国的にも評価される実績を上げている福岡工業高校の存続の願いに背を向けて一戸高校との統合を強行したことは問題が残りました。盛岡一極集中の是正を掲げ、「できる限り2学級規模の高校も維持する」とした後期計画を無視し、岩手町の公営塾の開催など自治体の努力に背を向けて県立沼宮内高校の来年度からの学級減を強行したことも、県教委に汚点を残すものとなりました。

「子どもの貧困」問題も深刻です。子どもの貧困対策推進法に基づく「大綱」では、「学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム」と位置付けられており、子どもの実態を把握し、SSWの配置と連携を強化し、学習支援、就学援助の周知徹底、学資援助等の取り組みを強化することが求められています。

いじめや教育のゆがみと荒廃に立ち向かい、教職員が協力して取り組むためには、教職員の多忙化の解消が必要です。教職員の大幅な増員と業務の見直しと削減を図り、何よりも十分な授業準備をできる環境と児童生徒に寄り添える状況をつくるのが大切です。教職員を分断し序列化する成果主義賃金制度の導入は見直すべきです。国連教育科学文化機関（ユネスコ）の「教員の地位に関する勧告」と3次にわたる国際労働機関（ILO）とユネスコの共同専門家委員会（GEART）の是正勧告を踏まえて見直す必要があります。

1、新型コロナウイルスの急拡大から子どもの健康と安全、ゆきとどいた教育を進めること★

- 1) 学校・教室で三密回避、不織布マスク、手洗い、消毒などの基本的な感染対策と定期的頻回の検査・随時の検査を徹底すること。すべて学校にスクールサポートスタッフを配置すること。
- 2) 全国学力テストの中止を求めること。県の学習定着度調査(2学科に減)を見直し中止すること。
- 3) 国として小学校全学年で早急に35人学級を実現すること。中学校にまで拡充を求めること。

2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取り組みを徹底すること。★

- 1) 県立不来方高校でのバレー部員の自殺や顧問教師による異常なパワハラ事件が相次いで発生しました。体罰や暴言など暴力行為は児童生徒の人権を侵害するものであり、学校教育の場ではもとよりスポーツなど部活動の場でもあってはならないものです。再発防止「岩手モデル」の策定に当たっては、顧問教師の暴言・暴力が長期わたって放置された県教委と学校の対応を徹底的に検証し、再発防止の対策に生かすこと。県教委の対応について調査・検証し処分を速やかに行うこと。
- 2) 本来生徒の自主的自発的活動である部活動について、部活動加入を強制しないこと。部活動の地域移行については部活動の原点に立ち返って慎重に検討すること。
- 3) 体罰・暴言の背景にある部活動における勝利至上主義を是正すること。生徒が主体となって楽しみ、自治能力が身につく競技力も向上する部活動に改善を図ること。
- 4) 週二日の休養日など、部活動の改善を示したガイドラインの実行については、スポーツ医科学の成果と全国の先進事例を学び、活かして取り組むこと。

3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども一みんなの力で取り組むこと。

- 1) いじめ対策の基本として一いじめは人権侵害であり暴力という認識で、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。
- 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。
 - ① いじめへの対応を絶対に後回ししない、「子どもの命最優先」の原則・安全配慮義務を明確にすること。そのためにいじめを認知できるように対策と研修を行うこと。
 - ② いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。
 - ③ 子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。
 - ④ 被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。
 - ⑤ 被害者・遺族の知る権利を尊重すること。
- 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。
 - ① 教員の多忙化の解消、30人学級の実現、養護教諭、カウンセラー、ソーシャルワーカーの増員を図り、児童生徒一人一人に寄り添った取り組みが行われるように教育条件を整備すること。
 - ② 全ての学校で、すべての教職員が参加する規模と回数で、いじめ問題の研修を実施するなど、いじめの解決に取り組むこと。
 - ③ 教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。
- 4) いじめの重大事態については、第三者機関で調査、対応しその教訓を生かすようにすること。
- 5) 不登校の子どもを温かく支援し、学校強制でない教育への権利、安心して休む権利、自分らしく生きられる権利などを保障する立場から以下の取り組みを強化すること。★
 - ① 子どもと親とが安心して相談できる窓口を拡充すること。
 - ② 子どもの居場所として、学校復帰を前提としない公的な施設を拡充すること。
 - ③ 学校以外の様々な学びの場(フリースクール、フリースペースなど)をきちんと認め、公的支援を行い、学校と同等の支援を目指すこと。
 - ④ 不登校の家庭の子育てを支えている親の会などへの公的支援を行うこと。
 - ⑤ 学校をすべての子どもにとって“安心して休める学校”にし、子どもを緊張感から解放すること。
 - ⑥ 「不登校を3年で半減」「不登校ゼロ作戦」など学校復帰を前提とした、子どもや親を追い詰める施策を是正すること。
 - ⑦ 「教育機会確保法」の運用を、子どもや親をさらに追い詰めないようにするとともに、不登校の子供を支える多様な場への公的支援を拡充する方向での運用と見直しを進めること。
- 6) 高校中退をなくす取り組みを強め、進級・進学・就職に責任を持つこと。
- 7) 「ツーブロックの禁止」「スカートの強制」など子どもたちの人権と多様性を無視する校則は、子どもたちの自主的取り組みを重視して見直すこと。文科省の「生徒指導提要」の見直しを求めること。

4、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。★

- 1) 「岩手県子どもの生活実態調査報告書」を踏まえて、児童生徒の生活実態を把握し対応できる体制を確立すること。教職員、保健室、SSWの配置と連携を強化すること。

- 2) 就学援助制度の周知徹底を図り、対象を生活保護基準の1.5倍に広げるとともに市町村間の格差を解消すること。対象費目の拡充を図ること。学校給食費の現物給付化、修学旅行費の概算払いを進めること。
 - 3) 学校給食費、教材費の無償化を支援すること。
 - 4) 高校授業料の完全無償化を復活させること。
 - 5) 給付制奨学金の拡充を求め、県としても創設すること。
 - 6) ヤングケアラーの実態を把握し、福祉部門とも連携し支援を強化すること。
- 5、教職員の大幅な増員と業務の抜本的な削減で、教員の異常な超過勤務の状況を解消し、教員の専門家としての役割が発揮されるようにすること。過労死ラインを超える超過勤務は直ちに解消するよう具体的な手立てを講じること。担任の教師が配置されない事態は絶対に生じさせないこと。司書教諭を専任で配置すること。パワーハラスメント防止対策を強化すること。
- 6、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。
- 7、小学校5・6年生の英語科教育については、日本学術会議の提言を踏まえ、専任教員の確保と研修を大前提に、英語嫌いの生徒をつくらないようにすること。道徳の教科化については、憲法の立場に立った取り組みを基本に、押し付けにならないようにすること。
- 8、小中学校の統廃合計画については、子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の3点を基本原則にして取り組むこと。学校は住民自治の拠点としての役割を持つことから、住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。被災地の学校の統廃合計画についても、地域住民の合意を貫くこと。小中一貫校は全国で問題が出ており、進めないこと。
- 9、特別支援教育・障がい児教育の拡充をめざすこと。
- 1) 特別支援学校の「設置基準」の制定を踏まえ、教室不足数の早期の解消を図ること。特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。男女共用トイレは直ちに解消すること。
 - 2) 軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。
 - 3) 「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型をめざし拡充すること。
- 10、中学校までの完全学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)は見直すこと。給食費の無償化を支援すること。
- 11、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。

- 12、県立高校再編後期計画の取り組みについては、進学にも就職の希望にもこたえる地域に必要な高校を維持・充実させることを基本に進めること。生徒・地域住民、地元自治体の要望に誠実に対応すること。県立沼宮内高校の学級減については、来年度以降の入学者の動向を踏まえて見直しを行うこと。★
- 13、県立高校の入試制度の改善にあたっては、生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。
- 14、高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、安定した雇用と県内就職率を当面 85%に引き上げること。3年以内の離職率(47.6%)の改善をめざし、実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、地域の企業との連携を強化するとともに、憲法、労働法に基づく基本的な権利を身に着けるように徹底すること。
- 15、教員採用、管理職昇任制度について、公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止にしっかり対応すること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。
- 16、ブロック塀や歩道の確保など、通学路の安全対策を総点検し、地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。
- 17、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さず、「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること。
- 18、私学助成を拡充し、私立高校の私学就学支援金については実質無料化をめざすこと。これまでの授業料減免の財源を還元し全国並みに拡充すること。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。
- 19、18歳選挙権の重要性を踏まえ、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づいて積極的に主権者教育を進めること。
- 20、岩手国体成功、2019年ラグビーワールドカップ成功のレガシーを生かした取り組みを強化すること。

九、政府と JR 東日本によるローカル線切り捨てを許さず、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC 誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること

国土交通省の「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」は、地方路線の廃止や地元負担増に向けた JR と関係自治体との「協議会」を国が主導して設置し、3年で結論を得るなどとする「提言」を7月に出しました。国交省は、これに基づく法案を通常国会に提出する準備をしています。本県では、大船渡線、釜石線、北上線、八戸線、花輪線、山田線の6路線・10区間が対象となっています。

コロナ危機に便乗した鉄道・ローカル線の廃止と地元負担の押しつけは政治的にも道義的にも許されません。国鉄を分割民営化した検証こそ必要です。第一に、鉄道・ローカル線は、地方再生への大切な基盤です。第二に、全国鉄道網は、脱炭素社会をめざすために失ってはならない共有財産です。新型コロナ禍で赤字となったとはいえ、この5年間で見るとJR東日本の黒字は9738億円、赤字は億円6954億円で、合計では2783億円の黒字です。さらに2兆3600億円の巨額の内部留保をため込んでいます。ローカル線を廃止する理由は全くありません。

大型公共事業を総点検し、不要不急、ムダと浪費の大型開発は見直すこと。住民の要望が強い生活にかかわる道路の整備は計画を立てて進めること。公共事業は学校の老朽校舎の耐震化、改築・改修や道路・橋梁の改修、特養ホームなど福祉施設の整備、県営住宅や下水道整備など福祉、生活密着型に転換し、地元中小企業への仕事を増やすべきです。

入札制度の改善を図り、変更請負契約が繰り返されないようにすること。福島県の取り組みを参考に、地元業者発注比率を高めるようにすること。ILC誘致は、日本が学術会議の提言を踏まえて進めること。

1、国とJR東日本による鉄道・ローカル線廃止を絶対に許さず、地方再生の基盤として活性化を図り三つの提案 ★

- 1) JRを完全民営化から“国有民営“に改革すること—国が線路・駅などの鉄道インフラを保有・管理し、運行はJRが行う上下分離方式に転換を求めること。
- 2) 全国鉄道網を維持する財政的な基盤を確保すること—公共交通基金を設立し、地方路線・バスなどの地方交通への支援を行うこと。財源は、ガソリン税をはじめ自動車関連税、航空関連税などの一部を充てるとともに、新幹線や大都市部などでの利益のうちの部分を地方公共交通の維持に還流させ、大都市と地方との大きな格差と不均衡を是正すること。
- 3) 鉄道の災害復旧制度をつくり、速やかに復旧できるようにすること。

2、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設・改修、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。

- 1) 国道46号「盛岡西バイパス」から矢巾町の岩手医大に続く国道4号盛岡南道路の整備を推進すること。
- 2) 国道343号新笹野田トンネルの早期事業化を図ること。
- 3) 国道340号押角トンネルの前後の道路整備を進めること。
- 4) 国道107号の法面の異状による道路の改修・復旧については当面の対策にとどまらずトンネル化を着実に推進すること。

3、若者定住住宅の整備を進めること。空き家バンク・空き家リフォームの取り組みを進めること。

- 1) 若者定住住宅・子育て支援住宅の整備を促進すること。県営住宅の一部を若者向けの住宅に積極的に活用すること。
- 2) 空き家バンクの取り組みとともに空き家リフォーム助成を実施し積極的な活用を図ること。

- 3) 雇用促進住宅は民間事業者に売却されましたが、若者定住住宅等に活用できるよう検討すること。
- 4、**県民の要望が強い県営住宅の新增設を進めること。** 県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること。駐車場のあり方(1世帯1台)を見直し整備すること。
- 5、**入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。★**
 - 1) 公共事業の発注と入札にあたっては、福島県の取り組みを参考に、地元業者への発注比率を高めるように改善を図ること。下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、予定価格の事前公表を見直すこと。請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し引き上げること。
 - 2) 制定された「公契約条例」(県が締結する契約に関する条例)に基づき、公共工事等に従事する労働者の適正な賃金(公共工事設計労務単価の8割以上)や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を優先すること。
 - 3) 分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。
- 6、**テレビ共同受信施設の維持管理、老朽化に伴う施設改修費に対する支援を行うこと。**
- 7、**ILC(国際リニアコライダー)誘致の取り組みは、学会会議の提言を踏まえ、国の財政状況、学会会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて国民合意のもと進めること。** 地元自治体負担が大きくなるよう対策を求めること。

十、原発汚染水の海洋投棄許さず、県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと

岸田政権は12月22日、グリーントランスフォーメーション(GX)実行会議で新たな原発推進政策を含む基本方針を決めました。これは、政府自身が「可能な限り原発依存度を提言する」としてきた立場から、原発再稼働の加速、老朽原発の運転期間の延長と新規原発建設という原発推進への大転換にほかなりません。東京電力福島台地原発事故の反省も教訓も投げ捨てる、新たな「安全神話」となる「原発回帰」は断じて許されません。

東日本大震災津波から11年9ヶ月余が経過しましたが、東京電力福島第一原発事故は収束するどころか、放射能汚染水が増え続けています。政府は住民・漁民との約束を反故にして、汚染水の海洋投棄を決めました。福島県はもとより三陸沿岸漁業に重大な影響を与えるものです。汚染水の海洋投棄に反対し絶対に許さないこと。女川原発の再稼働にも反対すること。

福島原発事故は、人類と原発は共存できないことを明らかにしました。県として「即時原発ゼロ」を政治決断し、国に対し原発から撤退する計画を策定するよう求めるべきです。原発からの撤退と同時並行で、再生可能エネルギーの本格的導入と、低エネルギー社会の実現に向けて全国に先駆けて取り組むべきです。

県が進める県央ブロックの「ゴミ処理広域化計画」は、住民との「覚書」を無視するとともに、県内全体の4割に当たる3市5町のゴミを一極集中で処理しようとするものであり、ゴミの減量に逆行し、ごみ問題の解決に逆行するものです。プラスチック循環推進法を踏まえて、プラスチックごみの資源化とごみ減量に本格的に取り組み、ゴミの「焼却中心主義」「埋め立て中心主義」からの脱却をはかるべきです。ゴミの減量のためには、何よりも住民参加で、ゴミの多品目分別とリサイクルを徹底することが必要です。

環境汚染の問題解決のために、①汚染者負担の原則、②予防原則、③住民参加、④徹底した情報公開—の視点で取り組むことが必要です。

県庁舎は議会棟を含め敷地内全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底して受動喫煙防止の対策を徹底すること。受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。

1、原発再稼働の加速、老朽原発の運転期間延長と新規原発建設への大転換を許さず、原発ゼロをめざすこと。★

2、東京電力福島第一原発の汚染水の海洋投棄に反対すること。女川原発の再稼働に反対すること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。

3、県の盛岡広域の「県央ブロックごみ処理広域化計画」は見直すこと。

- 1) 盛岡広域3市5町のごみを盛岡市1カ所に集中させる「ごみ処理広域化計画」は、ごみの減量・リサイクルに逆行するとともに、何よりも焼却施設周辺の住民に大きな負荷と影響を与えるものです。地域住民との「覚書」を守り、分散型に見直すこと。焼却施設周辺の小学校における喘息罹患率が高い実態と原因について調査すること。
- 2) プラスチック循環法に基づき、プラスチック類の分別回収を徹底し資源化を図ること。ごみの減量化に取り組み、「焼却中心主義」からの転換を図ること。★
- 3) 大型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となり、ゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しをはかるとともに市町村に押しつけないこと。
- 4) 小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。
- 5) 新たな焼却施設の整備にあつては、地域住民との覚書等を守り、住民合意を大前提にして進めること。一関市の場合もこの立場を堅持して進めること。

4、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。

- 1) ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取り組みを強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取り組みを抜本的に強化すること。
- 2) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。

5、青森県境の産廃不法投棄事件については、教訓を生かし再生可能エネルギーなど新たな活用を検討すること

- 1) 全量撤去を踏まえて、教訓を生かした再生可能エネルギーなどの活用を検討すること。
- 2) 専門家と協力し定期的な現地説明会を開催するなど教訓を生かす取り組みを行うこと。
- 3) 産業廃棄物の不法投棄の根絶をめざし、産廃Gメンの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。

6、PM2.5の観測体制を抜本的に強化すること。焼却場周辺の観測も行うこと。盛岡市内で喘息罹患率が高い小学校の地域のPM2.5の調査・観測を実施すること。

7、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。

- 1) 健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を、県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実をはかること。
- 2) 中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚などの被害実態調査も行うこと。
- 3) アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うにあたっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。
- 4) 中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。
- 5) 県としてアスベスト検査体制を確立すること。

8、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。

- 1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。
- 2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。

9、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。

10、大型開発・公共事業の乱開発、風力発電等を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。

11、県庁舎の敷地内全面禁煙を職員に徹底すること。議会棟の喫煙室は新型コロナ対策上からも閉鎖・廃止すること。公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底めざし、受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。

十一、競馬組合の健全な運営に努めること。

330 億円の元金返済はほんの一部にとどまっており、誠意をもって返済に取り組むこと。地方自治体の財政に寄与するという原点に立ち返って、競馬組合の健全な運営に努めること。

- 1、禁止薬物検出問題については引き続き徹底的な調査を行い、再発防止対策徹底するとともに万全の監視・管理体制を構築すること。
- 2、地方財政に寄与するという存在意義を踏まえ、330 億円融資の元金返済に誠実に取り組むこと。
- 3、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬組合管理者であった前知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。

十二、今こそ住民の命と暮らしを守る「地方自治の本誌」に基づく取り組みを、個人情報と企業の金もうけに利用する「デジタル田園都市国家構想」に反対し、マイナンバー制度の中止・見直しを求めること。

新型コロナウイルス感染症の急拡大と長期化、急激な物価高騰が追い打ちをかけるも、住民の命と暮らし、地域経済を守る県政の役割の発揮が求められています。ところが岸田政権は、国民の暮らしを守る対策には無為無策のまま、新自由主義の「地方行革」を自治体に押し付け、地方自治を壊す政策を進めています。

岸田政権が進める「デジタル化」「デジタル田園都市国家構想」は、コロナ禍に乗じた行政のデジタル化を突破口に、国や自治体を持つ膨大な個人情報の「データ利活用」を成長戦略と位置づけ、企業に開放し、儲けの種としていくための「改革」です。個人情報を集めるために力を入れているのがマイナンバーカードの普及です。2016 年 1 月から交付が始まり 6 年 11 か月が経過しましたが、11 月末の普及率は全国で 53.9%、岩手県は 48.4%にとどまっています。普及が進まないのは医療保険証や運転免許証など、様々な個人情報が紐づけされていくことへの国民の不安と個人情報の流出や悪用に国民が不安を持っているからです。また、日常生活に必要性を感じていないからです。

「デジタル田園都市構想」は、昨年 9 月に施行されたデジタル関連法に基づいて「自治体情報システムの標準化・共通化」を推進します。国のシステムに合わない自治体独自の施策が制限されかねません。国家戦略特区を活用してデジタル都市をつくる「スーパーシティ構想」の早期実現もめざしています。いずれも地方自治を損ないかねない政策です。

東京一極集中を改め、地方自治を大切にしながら住民が安心して住み続けられる地域づくりを支えることこそ国の役割です。国民のプライバシーにかかわる個人情報の漏えいと国家による監視強化が懸念されるマイナンバー制度は、根本的な欠陥をもつものです。マイナンバー制度の中止・見直しを求めるべきです。

財政危機の押し付けと「平成の大合併」の号令のもと、県内の市町村数は58から33に4割減となりました。合併した市町村では周辺地域の衰退や地域住民の声が届かないなどの問題が明らかになっています。平成の大合併の検証こそ実施すべきです。合併市町村が大幅な地方交付税の削減とならないよう特別の対策を求めるべきです。地方自治の変質と破壊をめざす「道州制」にはきっぱりと反対し、地方自治の拡充をめざすべきです。

- 1、個人情報と企業のうけに利活用しようとする「デジタル田園都市国家構想」に反対すること。
- 2、マイナンバー制度は、個人情報の漏洩、セキュリティ対策の負担増など、国民にとって百害あって一利なしの制度です。マイナンバー制度の中止とマイナンバーカードの強制をやめるよう求めること。
- 3、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。
 - 1) 「平成の大合併」の検証を行い、住民の声が届く住民自治が貫ける市町村のあり方をめざすこと。
 - 2) 広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取り組みを進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。
 - 3) 合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。
- 4、「広域連携」「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。
 - 1) 地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めること。
 - 2) 行政サービスの縮小めざす「広域連携」「集約化」に反対し、地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。
- 5、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。
 - 1) 今年3月に被害者の供述調書の改ざん、5月には被害者の供述調書の廃棄、8月には捜査書類の改ざんなど違法行為が続出している事態を徹底的に検証し、再発防止策を公表するとともに厳しい処分を行うこと。
 - 2) 犯罪の防止・摘発、オレオレ詐欺、DV・性暴力、交通事故等県民の安全を守る警察の取り組みを強化すること。要望の強い交通安全施設の整備を強化すること。
 - 3) 東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動を、湾内を含め引き続き強化すること。所在不明の遺骨の返還の取り組みを進めること。
 - 4) 捜査報償費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。
 - 5) 警察の不祥事の根絶をめざすこと。岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑の捜査もみ消しと警察幹部の天下りなど関係機関との癒着を正すこと。
- 6、犯罪被害者支援条例を早急に制定すること。
- 7、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。
 - 1) 指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、制定した公契約条例「県が締結する契約に関する条例」の立場に立って、適正な賃金・労働条件の確保ができるよう抜本的な見直し

を行うこと。県の事業で非正規労働者の増加やワーキングプアを生まないように賃金は時給 1500 円をめざすなど具体的な対応を行うこと。

- 2) 指定にあたっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的対策を講じること。実態が不十分で無理な指定管理については直営に戻すなどの改善を図ること。
- 3) 県立図書館については、日本図書館協会が「公立図書館は指定管理にすべきではない」との見解を繰り返し明らかにしており、指定管理の是非を含めて根本的に見直しをすべきです。

8、知る権利の保障、原則公開の立場で「公文書管理条例」の制定を

- 1) 「県の情報は県民の財産」であることを明記した県の「公文書管理条例」に基づき、公文書の積極的活用を進めること。県公文書館の整備を行うこと。
- 2) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。
- 3) 必要な情報を積極的に公開し、県政への住民参加を広げるよう取り組むこと。
- 4) 各種審議会の委員はできるだけ兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用をはかること。

9、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにする

10、県の広域振興局のあり方については、この間の取り組みを検証し市町村の意見と要望、県職員の声と創意を大事にして検討すること。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取り組みが円滑に進められるようにすること。

11、県職員の超過勤務の改善を図り、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握をタイムカードやパソコン等で厳格に、客観的に把握すること。正規職員の増員を図ること。会計年度任用職員の賃金を時給1500円以上にするなど待遇改善を図ること。

12、仕事と不妊治療の両立支援のため、有給の「不妊治療休暇」(出生サポート休暇)を創設し、県内市町村及び事業所にも広げること。

十三、女性と青年の声が活かされる県政を

「男女共同参画推進条例」に基づき、雇用・就職の場での男女差別の解消など女性が働き続けられる実効性のある対策を強化する必要があります。夫婦間暴力いわゆるDV防止法に基づく実効ある対策を強化すべきです。女性と青年の声が活かされる県政を進めることは、活力ある県政を推進する上でも、重要な課題です。

低賃金や雇用破壊、長時間労働、蔓延するブラック企業・ブラックバイトなど、若い世代はその矛盾を深刻に受けています。「働くなら正社員があたり前」の政治と社会の実現に取り組むべきです。不登校や青年の引きこもりへの抜本的対策、世界一高い大学の授業料など学費負担を軽減し、給付制奨学金制度の創設と拡充が必要です。

1、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。

- 1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など、働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。
- 2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。
- 3) 所得税法 56 条の廃止など自営業・農業女性の労働を正当に評価し、支援すること。
- 4) 子どもの医療費助成の対象を高校卒業まで拡充し現物給付化すること。待機児童を解消する認可保育所の増設・整備し、育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会をめざすこと。
- 5) 夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化をはかり、一時保護施設の整備など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。
- 6) 選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めること。
- 7) ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。生活保護基準以下の世帯には生活保護受給を進めること。
- 8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会には 3 割以上の女性の参画を、青年の登用も推進すること。

2、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。

- 1) 若者を使い捨てにするブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めること。最低賃金を時給1500円に、全国一律の制度にして若者が普通に暮らせる社会に。青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援を強化し、とりわけ県内就職率を85%に引き上げる取り組みを強化すること。
- 2) 高校の授業料無償化を復活させること。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料の値上げは行わず、授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を創設すること。
- 3) 青年の定住をめざし、若者が入居できる県営住宅の活用、若者定住住宅の整備を進め、空き家活用とリフォーム助成、家賃補助などの対策を進めること。
- 4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、就労支援などの取り組みを強化すること。就労を目的にすることなくNPOや民間団体の取り組みを支援し、多様な段階的支援を強化すること。
- 5) 18 歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子どもの権利条約に基づく主権者教育を進めること。

十四、憲法・平和・くらしを破壊する大軍拡と大增税を許さず、核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの低空飛行訓練に反対し、憲法 9 条を守る非核平和の県政推進を ★

岸田政権は12月16日、「専守防衛」を投げ捨て、敵基地攻撃能力の保有や軍事費倍増に踏み込む「安全保障3文書」を閣議決定しました。憲法を破壊し、「軍事対軍事」「集団的自衛権の行使と

一体」で戦争への危険を強める平和の破壊でもあります。5年間で43兆円の軍事費は国民に大増税と社会保障の削減を強いる暮らしの破壊でもあります。戦後最悪の「戦争国家づくり」を進めるものです。軍事費2倍の大軍拡・大増税に反対する一点での国民的大運動を呼びかけます。

憲法9条の改悪に反対する国民の多数派を形成することは日本の進路にかかわる緊急で重大な課題となっています。

昨年12月4日から岩手山演習場も活用した日米共同訓練が行われました。その後も県内各地でオスプレイの飛行訓練が目撃されていることは県民の安全にかかわる重大な事態です。昨年11月30日には青森県深浦町で、米空軍三沢基地所属のF16戦闘機が、飛行中に機体がトラブルを起こし、緊急着陸のために燃料タンク2本を投棄、民家から20m付近に落下しました。国民の命を顧みない重大事態です。オスプレイの低空飛行訓練の中止、F16戦闘機の訓練中止とともに日米共同訓練の中止を求めるべきです。

昨年1月22日、核兵器禁止条約が発効されました。画期的な出来事です。今年6月には核兵器禁止条約の第1回締約国会議が開催されました。NATO加盟国であるノルウェーと、政権交代したドイツなどがオブザーバー参加しました。唯一の被爆国である日本政府こそ参加すべきではないでしょうか。

- 1、岸田政権が進める憲法・平和・くらしを破壊する軍事費2倍化の大軍拡大増税に反対すること。憲法9条に基づく外交で戦争の心配のない東アジアの実現をめざすこと。★
- 2、憲法違反の戦争法(安保法制)の廃止を求めること。戦争法に基づく米艦防護や米艦への給油活動の中止を求めること。中東への自衛隊の海外派兵の中止を求めること。
- 3、オスプレイの低空飛行訓練の中止を求めること。オスプレイやF16戦闘機が参加する日米共同訓練の中止を求めること。
- 4、人権と個人情報保護に反する自衛隊への青年の名簿等の提供は中止すること。海外派兵を進めている自衛隊への高校生の入隊・就職については慎重に対応すること。
- 5、全国知事会が提言し、岩手県議会も意見書を採択している「日米地位協定の見直し」を国に強く求めること。
- 6、沖縄県民の審判を無視する、辺野古への米軍新基地建設に反対すること。
- 7、「核兵器廃絶平和宣言」(98年6月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。
- 8、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び、啓蒙する取り組みを行うこと。
- 9、憲法を敵視し、侵略戦争を美化する「歴史教科書」など、侵略戦争を美化する動きを、芽のうちに摘み取る草の根の取り組みを広げること。

以 上